

あなた、わたし、 輝くみんなが創る、 東広島



誰もが活躍できるまち東広島の実現に向けて

少子高齢化が進み、人々のライフスタイルや価値観の多様化などにより、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。活力ある地域社会の発展のためには、性別にかかわらず一人一人が尊重され、誰もが生きがいをもって活躍できる男女共同参画社会を実現することが重要です。

このことは、第五次東広島市総合計画の底流にある理念であるSDGsの5番目の目標「ジェンダー平等を実現しよう」にもつながっており、「誰一人として取り残さない持続可能な社会の実現」に向けて、社会全体で取り組むべき課題となっています。

本市では、令和2（2020）年に「第3次東広島市男女共同参画推進計画（前期実施計画）」を策定し、様々な施策を推進して参りました。

しかしながら、令和5（2023）年に行った市民意識調査によると、依然として、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在することが明らかになりました。

この度、国や広島県の動向を踏まえつつ、これまでの理念を継承し、社会情勢の変化や市民意識調査・事業所調査の結果などを勘案して、「第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）」を策定しました。この計画を推進することにより、誰もがWell-being（幸福感）を感じながら活躍できるまちづくりが、一層進むと考えております。

今後とも市民の皆様や事業所、各種団体との連携、協働によって、本計画に掲げた施策の推進に注力して参りますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました東広島市男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や関係団体各位に心から感謝申し上げます。



令和7（2025）年3月

東広島市長 高 垣 廣 徳

～ 目 次 ～

第1章	計画の策定にあたって	1
【1】	計画策定の趣旨	1
【2】	計画のキャッチフレーズ	1
【3】	本計画の位置付け	2
【4】	計画の期間	3
【5】	計画の策定体制	3
1	東広島市男女共同参画推進審議会における審議	3
2	アンケート調査の実施	3
3	関係団体調査の実施	4
4	パブリックコメント（意見公募）の概要	4
【6】	SDGsと男女共同参画	5
第2章	計画策定の社会的背景	7
【1】	男女共同参画の動向	7
1	国際社会の動き	7
2	国の動き	8
3	広島県の動き	12
【2】	東広島市の男女共同参画を取り巻く現状	15
1	人口等の動き	15
2	仕事と暮らし	20
3	男女の平等感	35
4	ドメスティック・バイオレンス（DV）やハラスメントに関する事	40
5	性の多様性に関する事	43
6	前期計画における施策目標の達成状況	44
第3章	計画の内容	47
【1】	基本理念	47
【2】	基本目標	48
【3】	計画の目指す将来像	49
【4】	施策体系	50
第4章	施策の展開方向と具体的な取組	53
領域Ⅰ	仕事と暮らし	53
施策の方向1	仕事と子育て・介護等の両立支援（女性活躍推進計画）	53
施策の方向2	女性の活躍推進とあらゆる分野における女性の参画の推進（女性活躍推進計画）	59
施策の方向3	誰もが地域で多様な暮らしを認め合い、能力を発揮できる基盤づくり	63

領域Ⅱ 男女の平等感 -----	66
施策の方向4 固定的な性別役割分担意識の解消 -----	66
施策の方向5 男女共同参画の意識づくり -----	68
領域Ⅲ 安心な暮らし -----	70
施策の方向6 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人の支援（DV対策基本計画） ----	70
施策の方向7 多様性を認め合う意識づくり -----	74
領域Ⅳ 計画の推進 -----	77
施策の方向8 推進体制の充実 -----	77
 第5章 資料編 -----	 81
【1】策定経過 -----	81
【2】東広島市男女共同参画推進審議会委員名簿 -----	83
【3】数値目標一覧 -----	84
【4】男女共同参画のあゆみ -----	86
【5】SDGs 目標一覧 -----	90
【6】用語解説（五十音順） -----	91
【7】関係法令 -----	97
1 東広島市男女共同参画推進審議会規則 -----	97
2 男女共同参画社会基本法 -----	99
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法） ----	102
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法） ---	109

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

【1】計画策定の趣旨

本市では、令和2（2020）年3月に「第3次東広島市男女共同参画推進計画（前期実施計画）きらきらプラン」（以下「前期計画」という。）を策定しました。

この度、前期計画期間の満了に伴い「第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）きらきらプラン（以下「本計画」という。）」を策定します。

本計画は、本市の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進していくための「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項の規定に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」であり、前期計画を受け継ぐ計画です。

男女共同参画社会の実現に向けた様々な現状分析や課題の整理をはじめ、社会、経済情勢の変化、国、県の動向や男女共同参画に関する市民意識調査、事業所調査の結果等を踏まえ、より効果的に施策を推進するために策定するものです。

なお、本計画は「女性活躍推進法^{※1}」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」として、また「DV防止法^{※2}」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」を包含しています。

※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」

※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」

【2】計画のキャッチフレーズ

本計画においては、性別にかかわらず、誰もが輝きながら豊かな人生を送ることができる社会を目指して、前期計画のキャッチフレーズ「あなた、わたし、輝くみんなが創る、東広島」、愛称「きらきらプラン」を継承します。

● 本計画のキャッチフレーズ ●

あなた、わたし、輝くみんなが創る、東広島

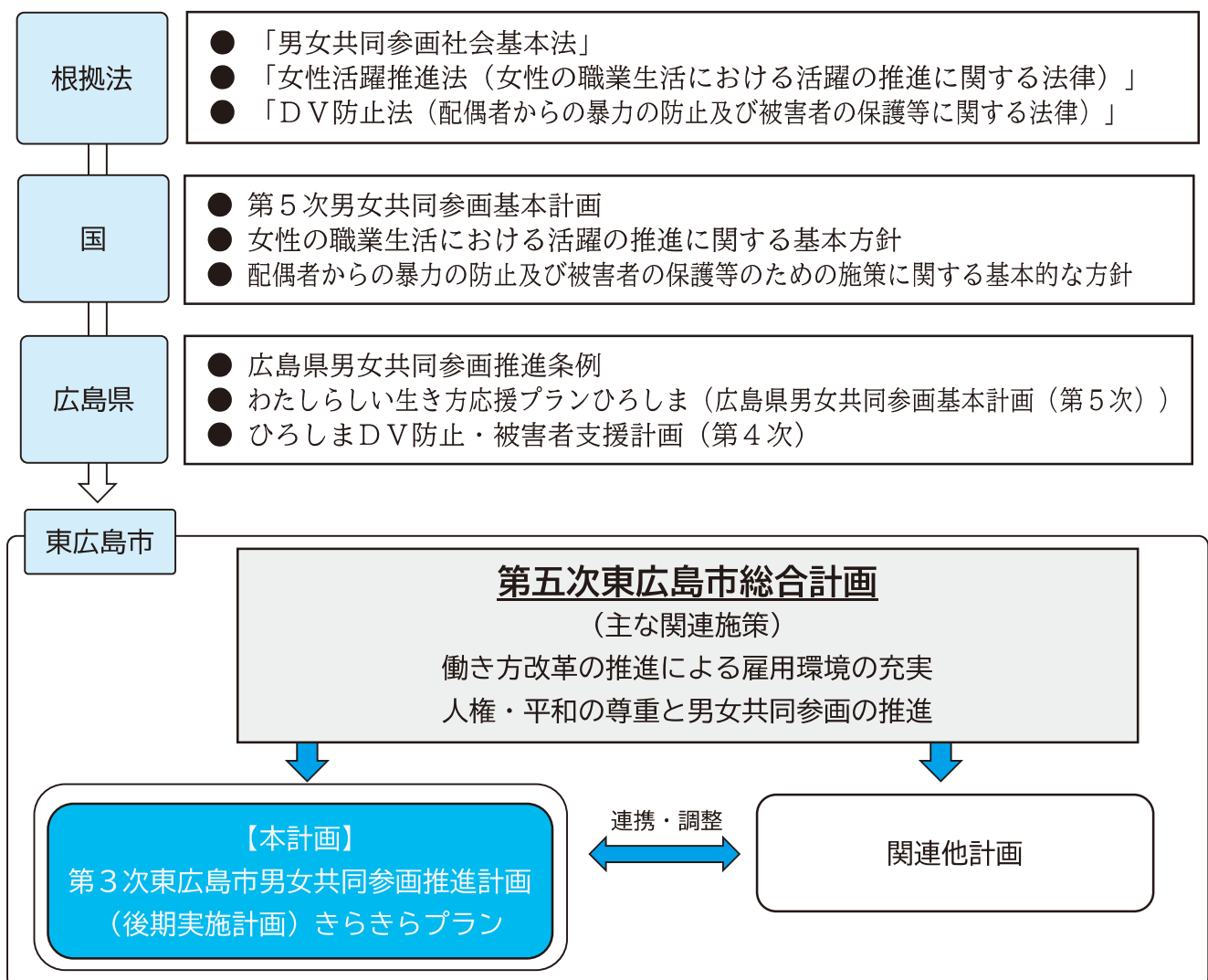
愛称「きらきらプラン」

【3】本計画の位置付け

本計画は「男女共同参画社会基本法」をはじめ「女性活躍推進法」「DV防止法」の規定に基づく、市町村の基本的な計画です。

また、本市の最上位計画である「第五次東広島市総合計画」をはじめ「東広島市地域共生社会推進計画（第4次東広島市地域福祉計画）」「東広島市こども計画」や「東広島市特定事業主行動計画（第4期計画）」「東広島市地域防災計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮するものです。

【 本計画の位置付け 】



【4】計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間と定めます。最終年度に、それまでの取組の点検、評価を行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

【5】計画の策定体制

1 東広島市男女共同参画推進審議会における審議

学識経験者や各種団体、組織の代表者、市民によって構成される「東広島市男女共同参画推進審議会」における審議を通して、様々な立場から意見をいただきました。

2 アンケート調査の実施

計画の策定にあたって、本市在住の18歳以上の市民及び市内の事業所を対象としたアンケート調査を行い、男女共同参画に関する意見や問題点、ニーズ等を調査し、施策を検討する上での基礎資料としました。

	市民意識調査	事業所調査
調査対象	東広島市在住の満18歳以上の市民 2,000人 (女性1,000人、男性1,000人)	東広島市内の事業所 200事業所
調査方法	郵送による配布、 郵送及びオンラインによる回答	郵送による配布、 郵送及びオンラインによる回答
調査期間	令和5（2023）年 11月20日～12月8日	令和5（2023）年 11月20日～12月8日
回答状況	配布数 2,000件 有効回答数 807件 (インターネットによる回答323件を含む) 有効回収率 40.4%	配布数 200件 有効回答数 88件 (インターネットによる回答34件を含む) 有効回収率 44.0%

3 関係団体調査の実施

市内の関係団体や事業所等を対象に、男女共同参画の推進に向けての取組の在り方やアイデア等について伺い、今後の東広島市の男女共同参画に関する施策に反映させていくことを目的として実施しました。

調査方法	郵送による配布・回収、電子メール等による配信・回収、その他手交等による配布・回収
調査期間	令和6（2024）年5月
回答状況	31団体（配布は49団体）、回収率63.3%

4 パブリックコメント（意見公募）の概要

本計画の素案を人権男女共同参画課、各支所（地域振興課）、出張所、地域センター、生涯学習センター、図書館、人権センター、エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）及び市のホームページで公開し、パブリックコメントを実施しました。

募集期間	令和6（2024）年11月12日～12月11日
意見提出数	5人18件
地域別提出者数	西条4人、高屋1人
年齢別提出者数	50代2人、60代2人、70代1人

【6】SDGsと男女共同参画

SDGs^{※1}とは、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」です。

SDGsは、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

第五次東広島市総合計画においても「誰一人取り残さない」という理念に基づき、住み続けられるまち、今、住んでいる人がさらに住みやすくなるまちを目指しています。

本市は、令和2(2020)年7月に、内閣府が進める「SDGs未来都市」に選定され、同年8月には「東広島市第1期SDGs未来都市計画」を策定しました。令和5(2023)年3月には「東広島市第2期SDGs未来都市計画」を策定し、SDGsの考え方に沿ったまちづくり政策を推進しています。

SDGsが掲げるゴールのうち、特に5番目の「ジェンダー平等^{※2}を実現しよう」は本計画に深く関連しています。そして、SDGs全体においても「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメント^{※3}を達成すること」を目指すもので、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的となっています。

さらに、男女共同参画の推進にあたっては、SDGsの方針に即して、誰もが多様性を尊重し公平な機会が提供され、共に参加できる社会を目指す「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン^{※4}」の考え方に基づき、より効果的な施策を推進します。



※1 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)

※2 性別にかかわらず、誰もが平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくこと。

※3 自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動していくこと。

※4 「ダイバーシティ」は、多様性を認め合い、互いに受け入れ合うことを意味し「エクイティ」は公平性を意味する。「インクルージョン」は性別や年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが平等に機会が与えられ、一体感を持って生活できる環境があることを意味する。これらを一体化した「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DE&I)」とは、多様な人が生活や活動する組織等において、それぞれの人のニーズに合った支援をすることで、誰もが生き生きと生活し、働き、成果を出し続ける環境をつくり出すことを意味する。

第 2 章 計画策定の社会的背景

第2章 計画策定の社会的背景

【1】男女共同参画の動向

1 国際社会の動き

令和6（2024）年6月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数※」では、我が国は146か国中118位と、前年の125位よりやや順位が上がったものの、依然としてOECD加盟諸国の中では非常に低い順位となっています。特に「政治」や「経済」の分野における男女間格差が目立っており、そのうち「政治」は上位国との差の大きさが目立っています。

【ジェンダー・ギャップ指数】

（146 か国中の順位）	総合スコア	経済	教育	健康	政治
アイスランド(1 位)	0.935	0.815	0.992	0.962	0.972
フィンランド(2 位)	0.875	0.797	1.000	0.970	0.734
ノルウェー(3 位)	0.875	0.799	0.993	0.962	0.746
ドイツ(7 位)	0.810	0.676	0.987	0.972	0.605
↓					
英国(14 位)	0.789	0.717	1.000	0.966	0.474
南アフリカ共和国(18 位)	0.785	0.653	0.997	0.979	0.513
↓					
フランス(22 位)	0.781	0.726	1.000	0.970	0.428
フィリピン(25 位)	0.779	0.775	1.000	0.968	0.373
↓					
カナダ(36 位)	0.761	0.746	0.996	0.968	0.334
↓					
米国(43 位)	0.747	0.765	1.000	0.970	0.251
シンガポール(48 位)	0.744	0.779	0.994	0.971	0.230
↓					
ブラジル(70 位)	0.716	0.667	0.996	0.980	0.220
ベトナム(72 位)	0.715	0.751	0.992	0.947	0.168
↓					
イタリア(87 位)	0.703	0.608	0.996	0.967	0.243
↓					
韓国(94 位)	0.696	0.605	0.980	0.976	0.223
インドネシア(100 位)	0.686	0.667	0.971	0.970	0.138
↓					
中国(106 位)	0.684	0.738	0.934	0.940	0.123
↓					
日本(118 位)	0.663	0.568	0.993	0.973	0.118
↓					
スーダン(146 位)	0.568	0.337	0.940	0.965	0.030

資料：Global Gender Gap Report 2024

※ スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数のこと。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。

2 国の動き

(1) 第5次男女共同参画基本計画の策定

国においては、令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。

この計画においては、指導的地位に女性が占める割合が低い要因として、政治分野や経済分野における取組の進展が不十分であることに加え、社会全体における「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」の存在が指摘されています。さらに、配偶者等からの暴力や女性の雇用、所得への影響など、配慮を必要とする女性への支援をはじめ、年齢や国籍、性的指向、ジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）に関する課題の解決も含め、多様な全ての人が幸福を感じることができる社会の実現を目指すとしています。

【 第5次男女共同参画基本計画における目指すべき社会 】

-
- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
 - ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会
-

【 基本的な視点及び取り組むべき事項 】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ あらゆる分野における、<u>男女共同参画・女性活躍の視点の常時確保</u>と施策への反映・ 指導的地位に占める女性の割合を、<u>2020年代の可能な限り早期に30%程度</u>となるよう目指すこと・ 男女共同参画や<u>女性活躍の視点</u>を企業組織のみならず、家庭や地域などの<u>生活の場全体</u>に広げること・ <u>人生100年時代</u>を見据えた取組・ <u>AIやIoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与</u>すること、その発展が男女共同参画に資する形で進むこと・ 女性に対する<u>あらゆる暴力の根絶</u>に向けた取組の強化・ 女性が<u>安心して暮らせるための環境</u>の整備・ 男女共同参画の視点による<u>防災・復興対策</u>の浸透・ 地域における様々な主体が<u>連携・協働</u>する推進体制のより一層の強化・ 男女共同参画社会の形成を牽引する<u>人材の育成</u> |
|---|

(2) 女性版骨太の方針2024の策定

令和6(2024)年6月、内閣府男女共同参画局の「すべての女性が輝く社会づくり本部」及び「男女共同参画推進本部」において「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024(女性版骨太の方針2024)」が策定されました。

この方針では、我が国の女性活躍、男女共同参画を持続的に推進していくため、企業や地域における女性活躍、男女共同参画推進のリーダーや担い手の育成及び専門性の向上など「人材の育成」を軸とした取組を進めるとともに、令和6(2024)年に発生した能登半島地震及び豪雨災害における現状等を踏まえ、防災分野における女性の参画拡大等を一層推進することとしています。また、地域における女性活躍、男女共同参画の推進において、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けて、啓発に取り組むとしています。

【女性活躍・男女共同参画の重点方針の取組体系】

- I 企業等における女性活躍の一層の推進
- II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進
- III 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現
- IV 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

(3) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律[※]の改正

令和3(2021)年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第67号)」が施行されました。

我が国において、政治分野への女性の参画は進められているものの、諸外国に比べ大きく遅れていることや性別にかかわらず立候補や議員活動等をしやすい環境の整備が必要である、といった社会的背景を踏まえ、この改正では、政党その他の政治団体、国、地方公共団体において、男女の候補者数の目標設定をはじめ、候補者の選定方法、セクシュアルハラスメント対策の明記等が定められました。

【「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正の概要(要旨)】

- 1 政党その他の政治団体の取組の促進
 - ・ 候補者の選定方法の改善、候補者にふさわしい人材の育成
 - ・ 各種ハラスメント対策 等
- 2 国・地方公共団体の施策の強化
 - ・ 議会における家庭生活との両立に向けた支援のための環境の整備
 - ・ 人材の育成 等
- 3 関係機関の明示
- 4 国・地方公共団体の責務等の強化

※ 平成30年法律第28号

(4) 育児・介護休業法※の改正

令和6（2024）年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）」が公布されました。

この改正では、男女が共に仕事と育児、介護を両立できるようにするため、こどもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充をはじめ、育児休業の取得状況の公表義務の対象の拡大、次世代育成支援対策の推進、強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるとしています。

【「育児・介護休業法」改正の概要（要旨）】

- 1 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
- 2 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進、強化
- 3 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

※ 平成3年法律第76号

(5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和6（2024）年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」が施行されました。この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むにあたって、女性であることで様々な困難な問題に直面することが多い現状を踏まえ、困難な問題を抱える女性の、福祉の増進を図るための支援施策を推進することによって、人権が尊重され、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現をその目的としています。

【「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の基本理念（要旨）】

- 1 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 2 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 3 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（６）性の多様性に関する法律

令和5（2023）年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）」が施行されました。この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）の多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の役割等を明らかにし、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現をその目的としています。

【 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の基本理念 】

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

（７）災害対応力を強化する女性の視点

令和2（2020）年5月、国においては「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を定め、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された、女性の視点からの災害対応を見据えた施策の展開を図っています。

【 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の基本方針 】

- 1 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- 2 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- 3 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- 4 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- 5 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- 6 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- 7 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

3 広島県の動き

(1) わたしらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第5次））

広島県においては、令和2（2020）年度に「わたしらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第5次））」（以下「第5次計画」という。）が策定されました。

この「第5次計画」が策定される前の「第4次計画」期間においては「環境づくり（しっかりした環境をつくる）」「人づくり（実践する人をつくる）」「安心づくり（私たちが安心して暮らすことができる社会を創る）」という3つの視点で施策が展開されてきました。しかし、管理職など指導的立場に占める女性の割合の伸び悩みや性的指向、ジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）についての新しい社会の動きをはじめ、デジタル技術の進展等による多様な働き方への変化、DV被害や困難な生活状況にある人に対する支援など、解決すべき課題も多様化してきました。

そのような社会的背景を踏まえ「第5次計画」では、新たに「仕事と暮らしの充実」「男女双方の意識改革」「安心して暮らせる環境の整備」「推進体制の整備」という4つの領域を定め、5年後の「目指す姿」を見据えながら施策の展開を図る構成に見直されました。

「第5次計画」では、次ページの表のような施策体系で「性別にかかわらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現」を目指す将来像と定めて、様々な取組を進めることとしています。

【 広島県男女共同参画基本計画（第5次）の施策体系 】

特に注力するポイント	
1 性別に関わらず誰もが安心して働き、活躍できる環境づくり 2 性別に関わらない自分らしい暮らし方の実現に向けた男女双方の意識改革 3 性の多様性の尊重と県民理解の促進	
広島県が目指す将来像	
性別に関わらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、 その個性と能力を十分に発揮し、 社会のあらゆる分野において共に参画し、 責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現	
領 域	基本となる施策の方向
Ⅰ 仕事と暮らしの充実	1 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり
	2 女性が意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり
	3 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現
Ⅱ 男女双方の意識改革	1 性差に係る固定的な意識の解消
	2 主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成
Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備	1 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人への支援
	2 性の多様性についての県民理解の促進と性的指向・性自認に関わらず安心して暮らせる環境づくり
Ⅳ 推進体制の整備等	1 市町や様々な団体等との連携強化
	2 地域社会における政策・方針の立案及び決定過程における多様な意見の反映

(2) ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）

令和3（2021）年3月に、広島県において「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」が策定されました。この計画は「DV防止法」や社会情勢の変化を踏まえ、今後必要なDV対策の取組の方向について示すとともに、県における配偶者暴力対策の施策を体系的に示す計画です。

【 ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）の施策体系 】

特に注力していく施策の方向等	
(1) DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保 (2) 若年層からの教育・啓発の充実 (3) 地域での暴力被害の早期発見・相談 (4) 関係機関との連携による継続的な支援・見守り	
広島県が目指す社会像	
県民に暴力を認めない意識が浸透し、 誰もが配偶者や交際相手からの暴力におびえることなく、 心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現	
施策の柱	項 目
I DV・児童虐待の総合的な支援	1 DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保
II 配偶者等への暴力の未然防止	1 若年層からの教育・啓発の充実
	2 DV防止に向けた啓発の推進
III DVを見逃さない、相談しやすい環境の整備	1 地域での暴力被害の早期発見・相談
IV 被害者の安全・安心の確保と自立支援の推進	1 保護体制の強化による安全・安心の確保
	2 関係機関との連携による継続的な支援・見守り
	3 加害者対応に向けた取組の充実

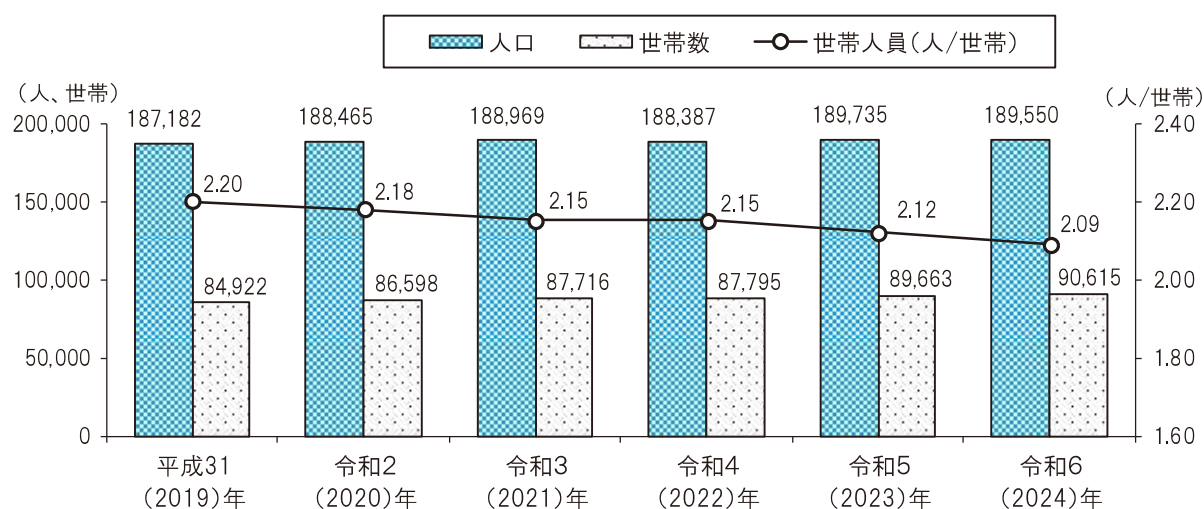
【2】東広島市の男女共同参画を取り巻く現状

1 人口等の動き

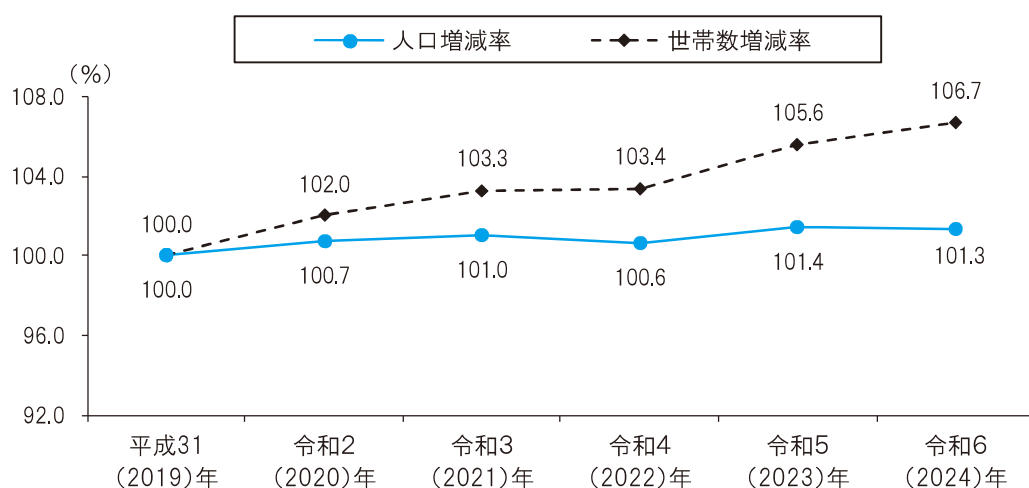
(1) 人口と世帯数の推移

本市の人口は、おおむね横ばいで推移しており、令和6（2024）年3月現在189,550人となっています。世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成31（2019）年の2.20人から令和6（2024）年で2.09人となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



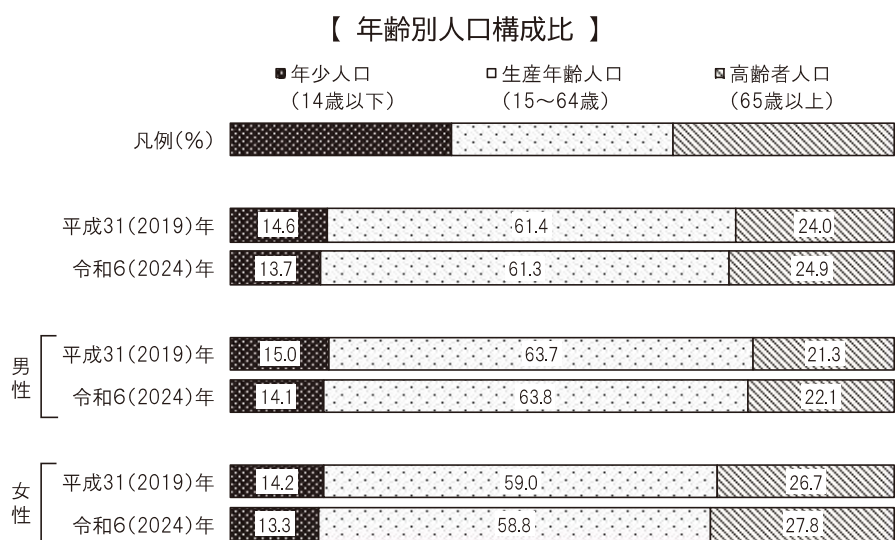
注：増減率は、平成31（2019）年を100とした場合の各年の割合を示している。

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 年齢別人口構成

本市の年齢別人口をみると、令和6（2024）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が13.7%、「生産年齢人口（15～64歳）」が61.3%、「高齢者人口（65歳以上）」が24.9%となっています。

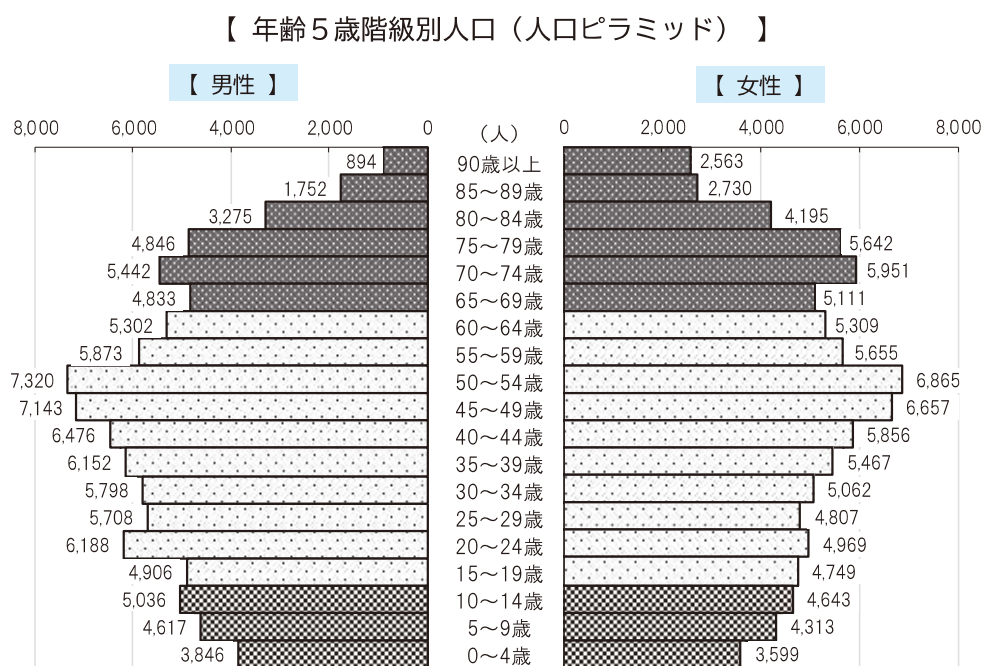
高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成31（2019）年の24.0%から令和6（2024）年で24.9%と増加しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。



注：集計は小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計は必ずしも100%にならない場合がある。
(以下同様)

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢を5歳階級別でみると、男女共に50代前半の「団塊ジュニア層」及びその親世代である70代のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっています。また、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

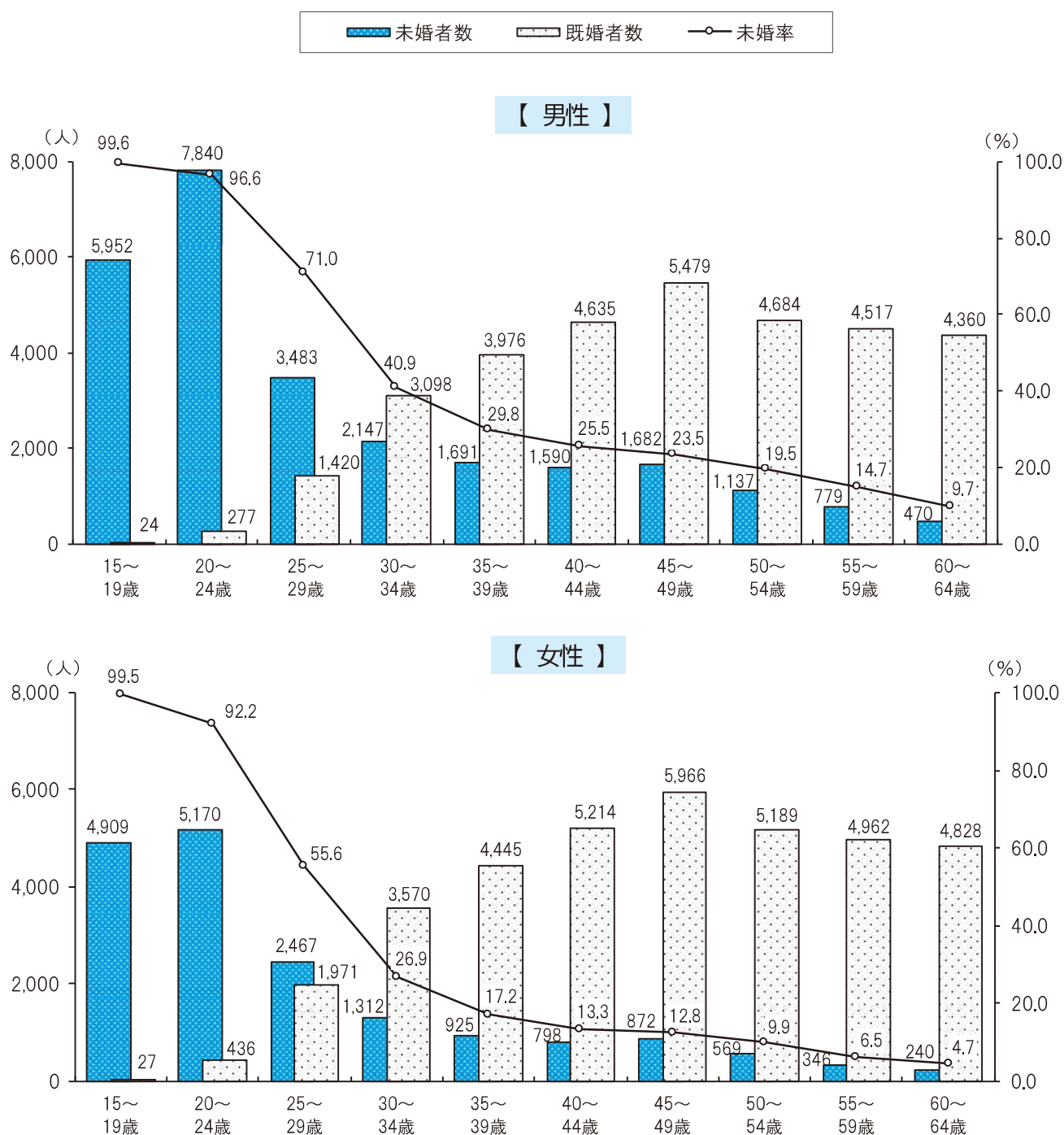


資料：住民基本台帳（令和6（2024）年3月末日現在）

(3) 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30代前半になると逆転することから、30代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数を大きく上回っています。

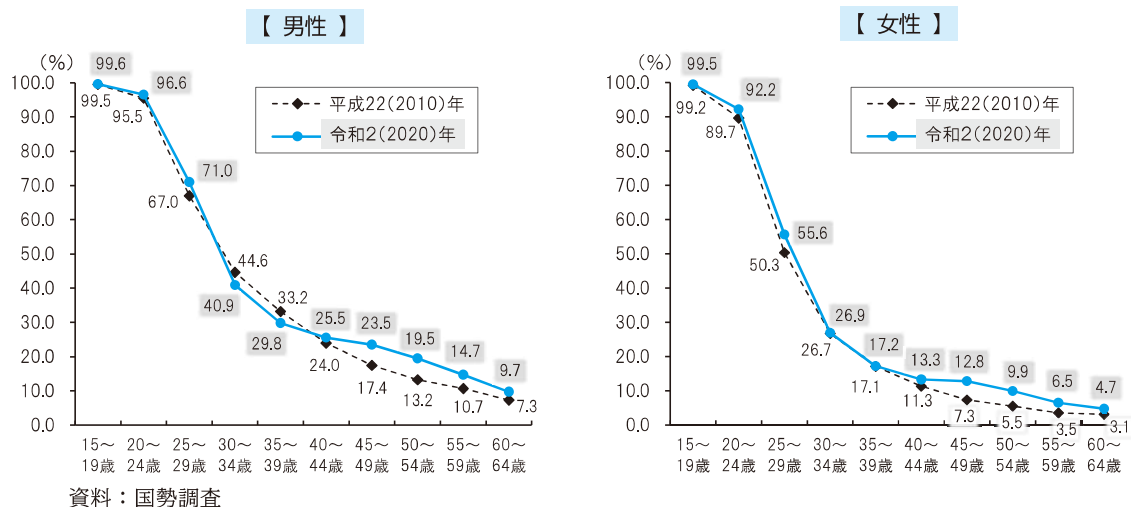
【 年齢別未既婚者数と未婚率 】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

令和 2（2020）年における本市の未婚率は、平成 22（2010）年に比べ、男女共に増加しています。

【 未婚率（経年比較） 】

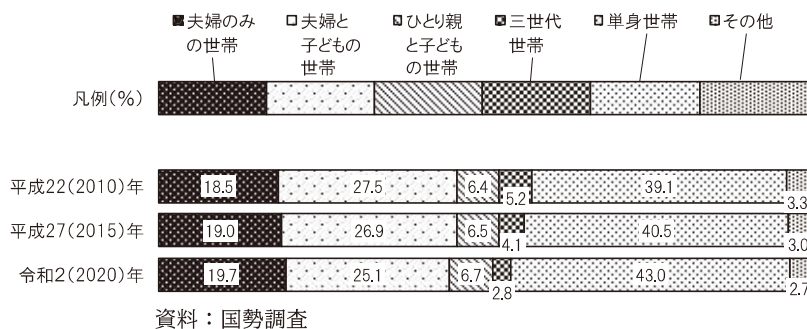


(4) 世帯構成の推移

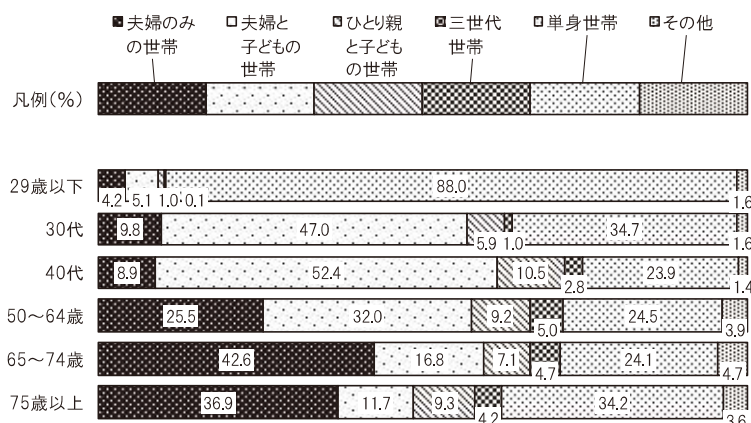
世帯構成について、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年までの推移でみると「夫婦のみの世帯」「単身世帯」は増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は減少しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

年齢別に世帯構成をみると、65 歳以上で「夫婦のみの世帯」の割合が高く、29 歳以下で「単身世帯」の割合が高くなっています。

【 世帯構成の推移 】



【 年齢別世帯構成 】



(5) ひとり親家庭の状況（20歳未満のこどもがいる世帯）

本市の20歳未満のこどもがいるひとり親家庭は、令和2（2020）年では1,029世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	1,093	1,147	1,029
母子世帯数	952(87.1%)	1,009(88.0%)	929(90.3%)
父子世帯数	141(12.9%)	138(12.0%)	100(9.7%)

資料：国勢調査

(6) 高齢者世帯の状況

本市の65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯は増加していますが、高齢者同居世帯は減少しています。

【高齢者世帯数の推移】

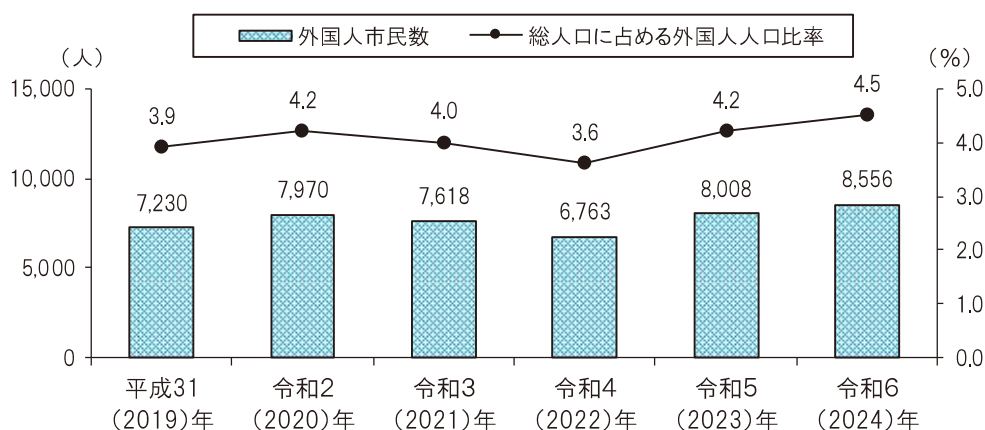
	平成27(2015)年		令和2(2020)年		増減率 (%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	84,675	100.0	89,988	100.0	6.3
65歳以上の高齢者のいる世帯	26,450	31.2	28,311	31.5	7.0
高齢者単身世帯	6,518	7.7	7,449	8.3	14.3
高齢者夫婦世帯	7,462	8.8	8,671	9.6	16.2
高齢者同居世帯	12,470	14.7	12,191	13.5	-2.2

資料：国勢調査

(7) 外国人市民数の推移

本市の外国人市民数は、令和3（2021）年～4（2022）年に一時減少しましたが、長期的には増加で推移しており、令和6（2024）年3月現在8,556人と、近年では最多となっています。また、総人口に占める外国人の人口比率も増加で推移しています。

【外国人市民数の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

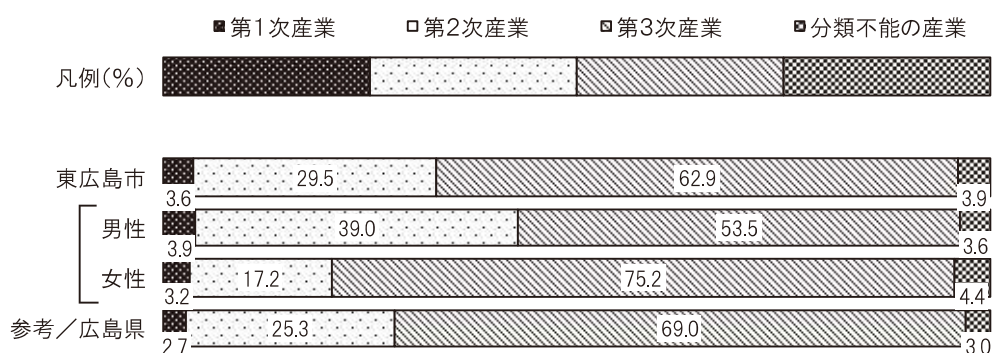
2 仕事と暮らし

(1) 産業別就業者構成比

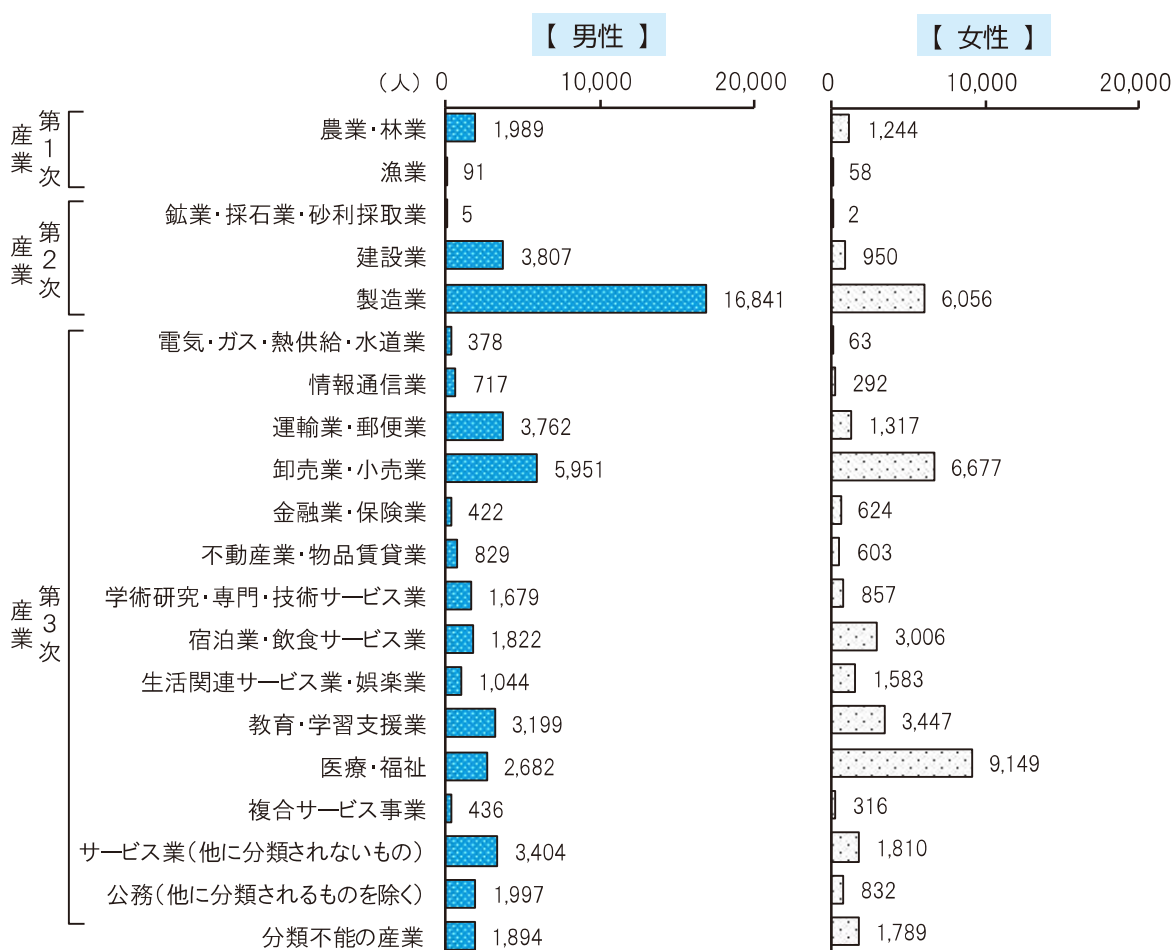
本市の産業別就業者構成比をみると、令和2(2020)年では第1次産業の割合が3.6%、第2次産業が29.5%、第3次産業が62.9%となっています。広島県全体と比べ、第2次産業の割合は高くなっていますが、第3次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は「製造業」が女性を大きく上回っており、女性は男性に比べ「医療・福祉」が多くなっています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】

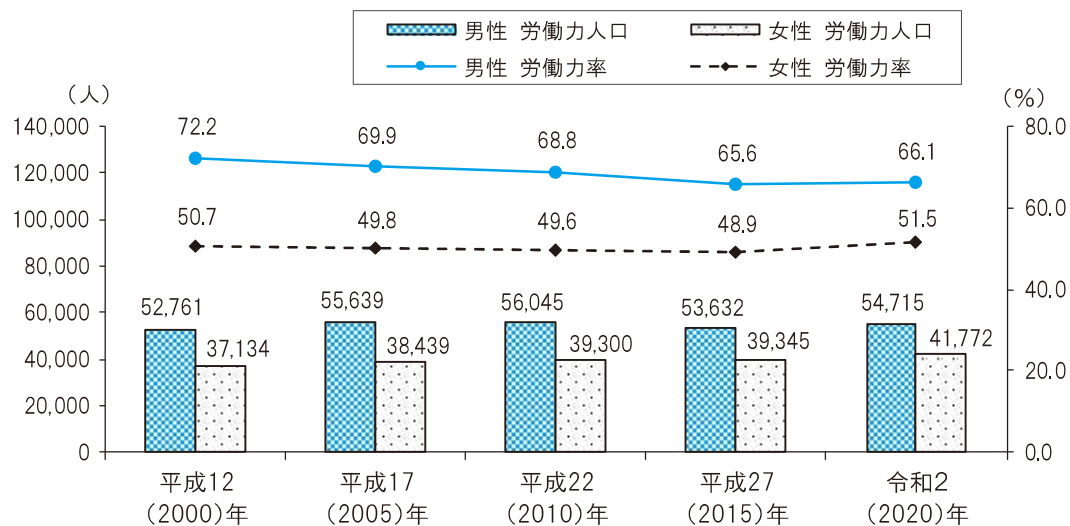


資料：国勢調査（令和2(2020)年）

(2) 就労状況

本市の15歳以上の労働力人口をみると、女性は緩やかな増加で推移しています。労働力率は、男女共に減少傾向にありましたが、令和2（2020）年は増加に転じています。

【 労働力人口・労働力率の推移 】



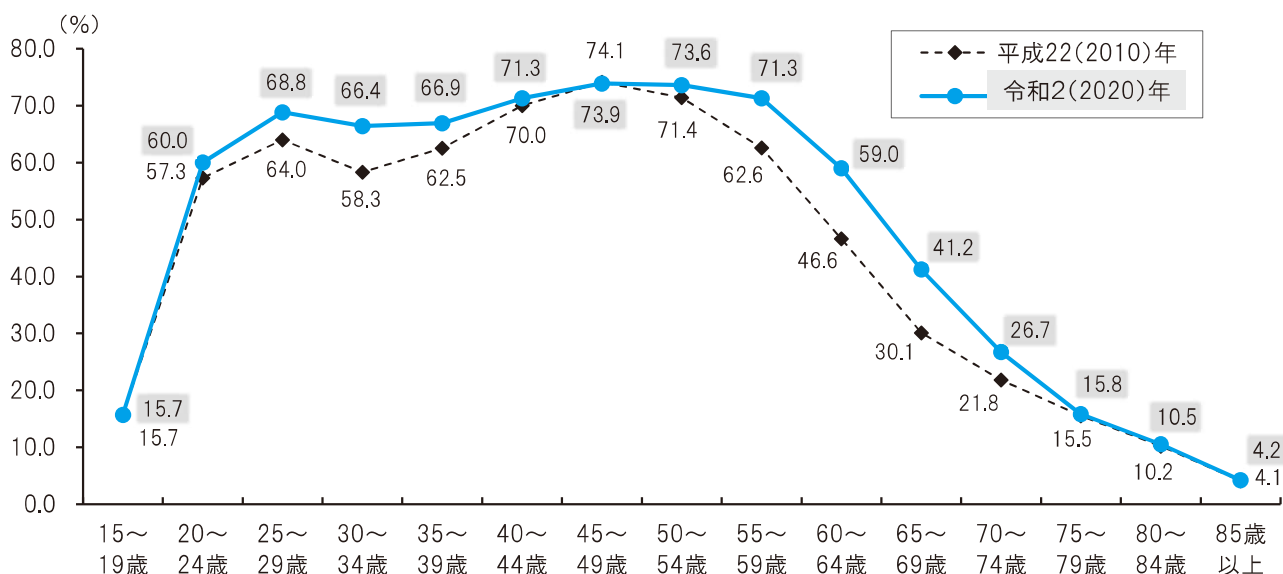
注：平成12（2000）年は合併前の労働力人口を合算

資料：国勢調査

(3) 就業率

令和2（2020）年における本市の女性の就業率をみると、平成22（2010）年に比べ全体的に増加傾向にあり、結婚して子どもができて働き続ける女性が増えています。また、平成22（2010）年では、30代の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ※」の状況がみられましたが、令和2（2020）年ではその傾向は緩やかな「台形」に変化しつつあります。

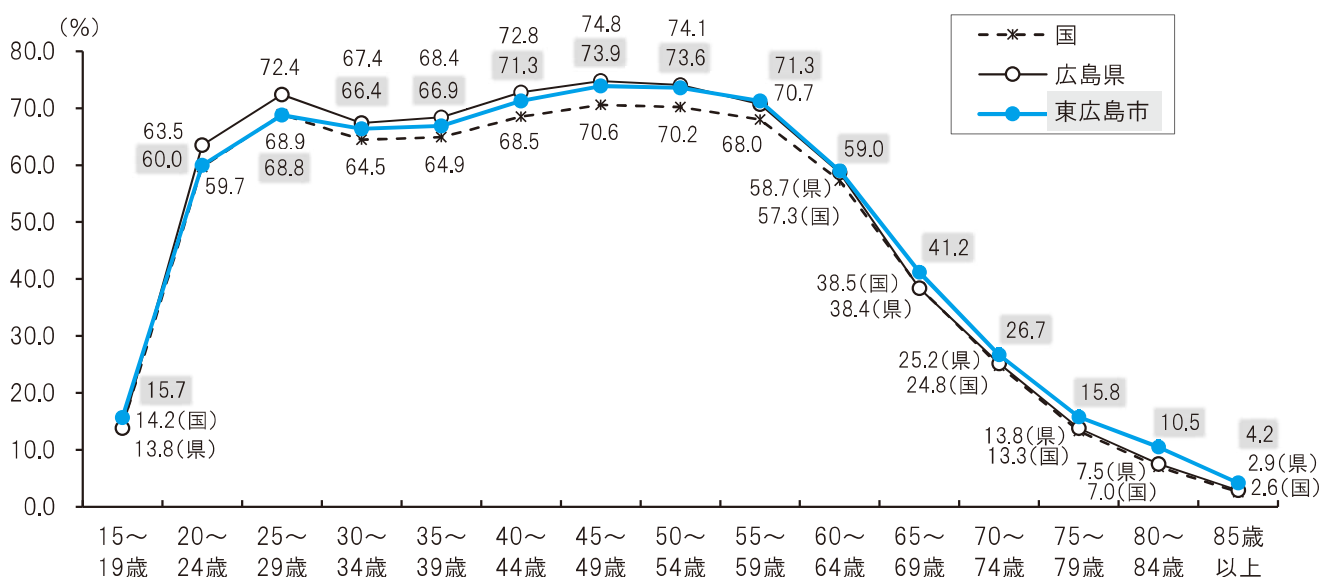
【女性の就業率（経年比較）】



資料：国勢調査

本市の女性の就業率は、おおむね国の平均を上回っています。

【女性の就業率（県・国比較）】

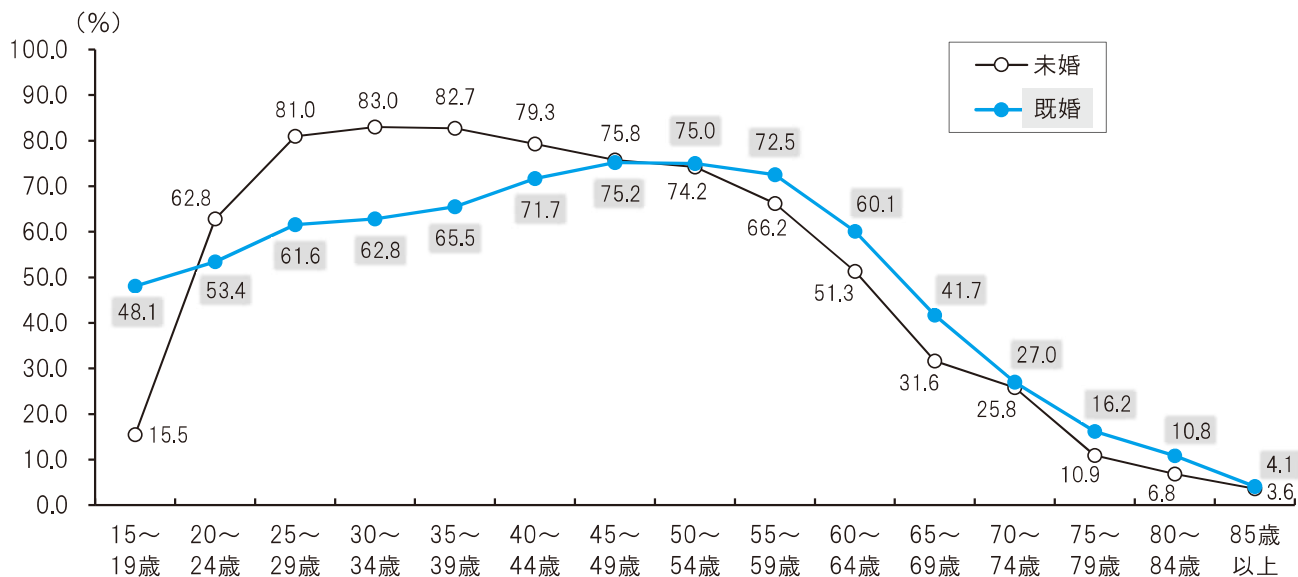


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

※ 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30代前半を谷とし、20代後半と30代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

本市の女性の就業率を未婚別でみると、20～40代では既婚者の就業率は未婚者を大きく下回っていますが、50歳を超えると既婚者の就業率が未婚者を上回る状況にあります。

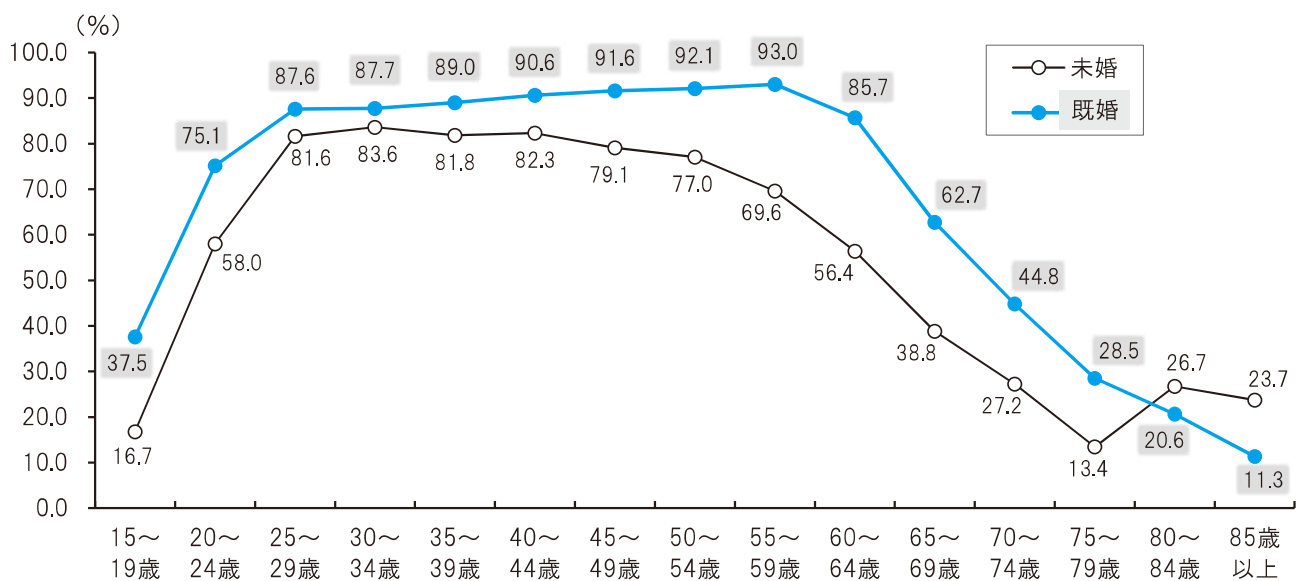
【女性の就業率（未婚別）】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

男性の就業率を未婚別でみると、特に50代以降、未婚者と既婚者に大きな差がみられます。

【男性の就業率（未婚別）】

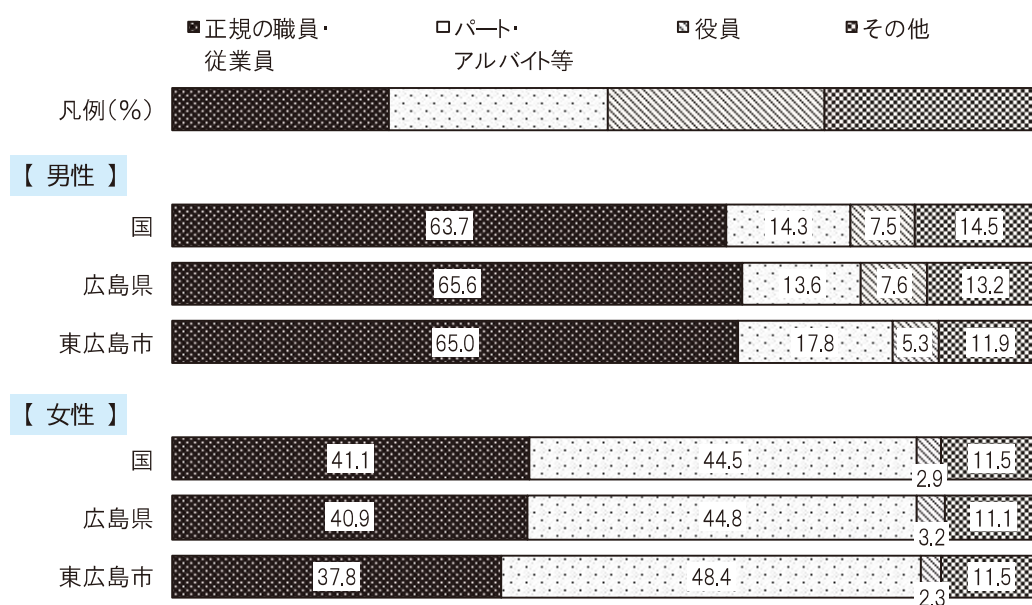


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

(4) 雇用形態別雇用者数の構成比

本市の雇用形態別雇用者数の構成比をみると、令和2（2020）年では「正規の職員・従業員」の割合は、男性が65.0%、女性が37.8%と、女性は男性の割合を大きく下回っています。一方、「パート・アルバイト等（派遣社員を含む）」の割合は、男性が17.8%、女性が48.4%と、女性は男性の割合を大きく上回っています。

【 雇用形態別雇用者数の構成比 】



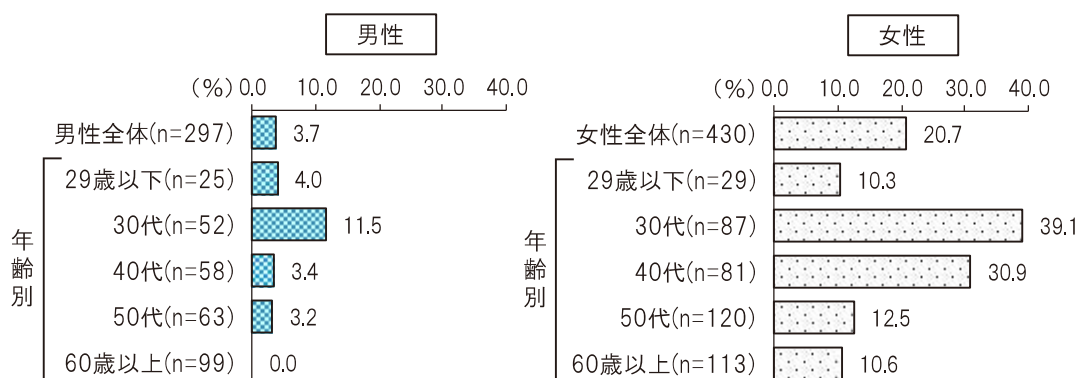
資料：国勢調査（令和2（2020）年）

(5) 育児休業、介護休業の取得状況

育児休業の取得経験については「取得したことがある」人は14.2%となっており、男性で3.7%、女性で20.7%となっています。年齢別では、男性の30代や女性の30～40代で「取得したことがある」の割合が高くなっています。

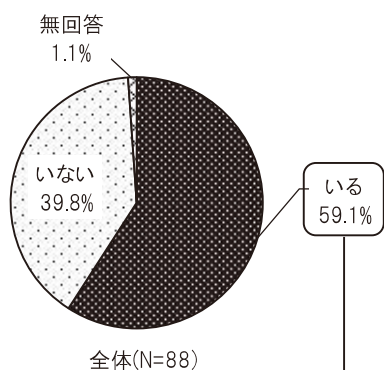
事業所調査結果では、育児休業を取得した男性従業員の割合は55.8%、女性従業員では94.9%となっています。

【 育児休業を「取得したことがある」割合（市民） 】

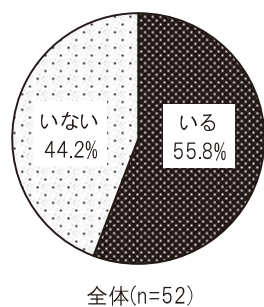


【 育児休業取得状況（事業所） 】

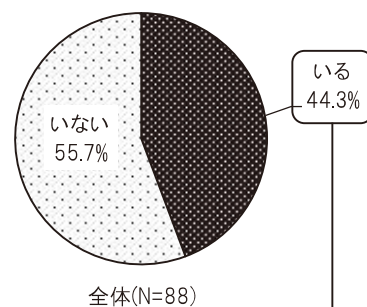
配偶者が出産した男性従業員



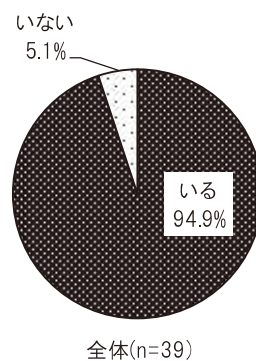
そのうち育児休業を取得した男性従業員



出産した女性従業員



そのうち育児休業を取得した女性従業員

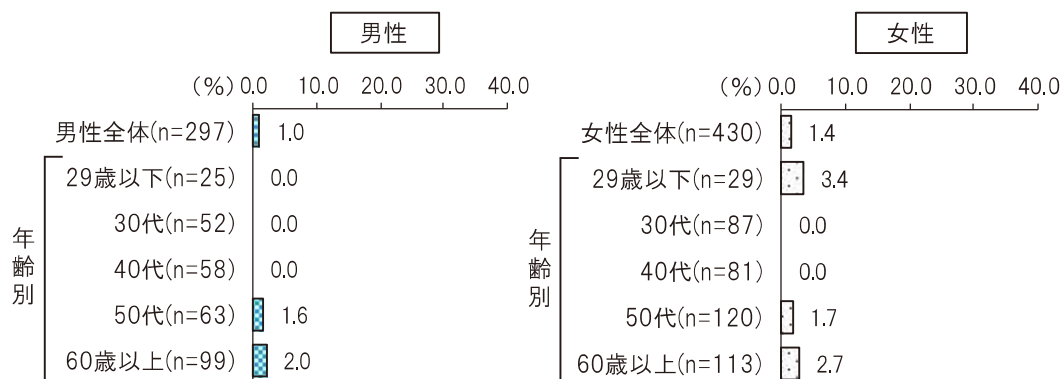


資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

介護休業の取得経験については「取得したことがある」人は1.5%と僅かであり、男性で1.0%、女性で1.4%となっています。年齢別では、女性の29歳以下や男女共に50代以上で「取得したことがある」人がやや多くみられるものの、数パーセントの割合です。

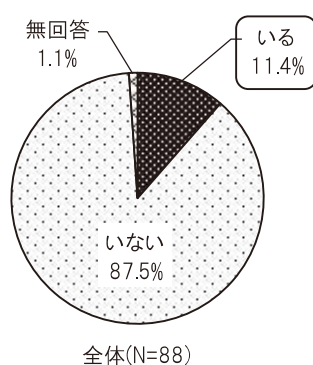
事業所調査結果では、介護休業を取得した男性従業員の割合は11.4%、女性従業員では9.1%となっています。

【 介護休業を「取得したことがある」割合（市民） 】

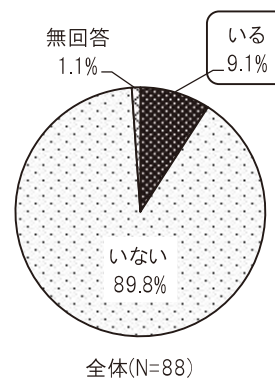


【 介護休業取得状況（事業所） 】

介護休業を取得した男性従業員



介護休業を取得した女性従業員

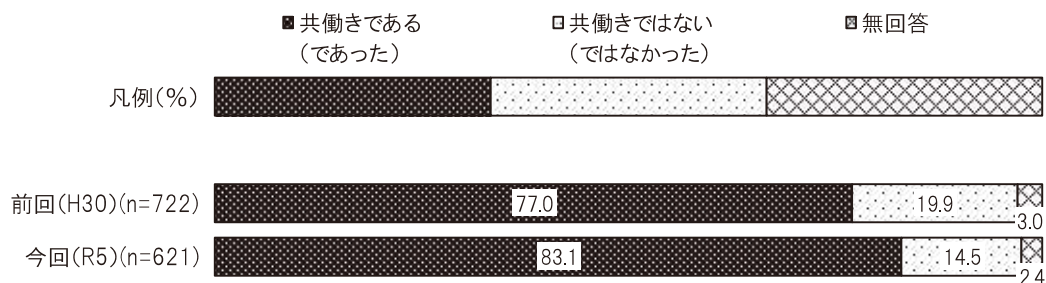


資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

(6) 就労・働き方について

共働き世帯は8割を超え（83.1%）、前回調査結果から増加しています。

【共働きの状況の変化（市民）】

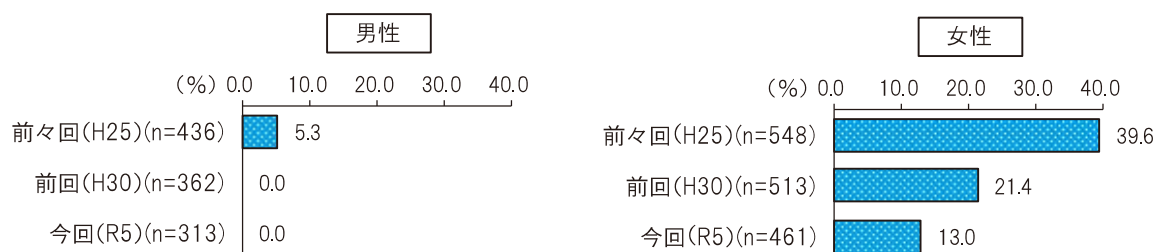


注：図中、平成30年度調査を「前回（H30）」、令和5年度調査を「今回（R5）」と略記している。

資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

一方で「家事専業」の割合は大きく減少傾向にあります。

【「家事専業」の割合の変化（市民）】

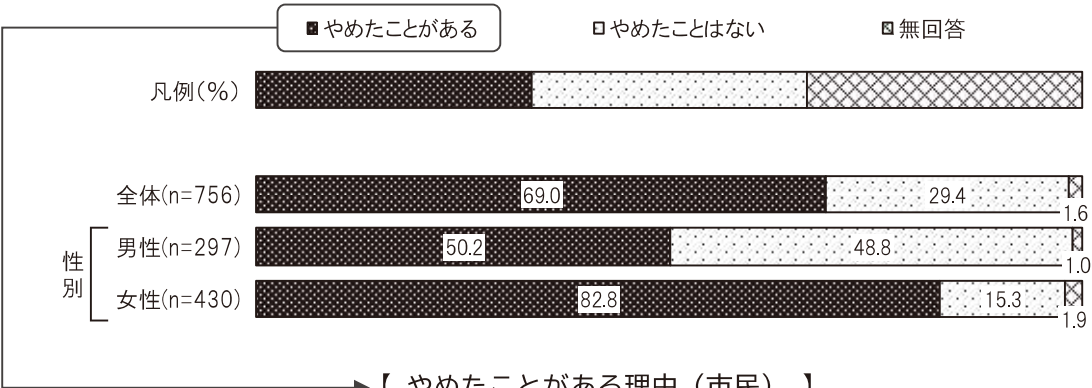


注：図中、平成25年度調査を「前々回（H25）」、平成30年度調査を「前回（H30）」、令和5年度調査を「今回（R5）」と略記している。

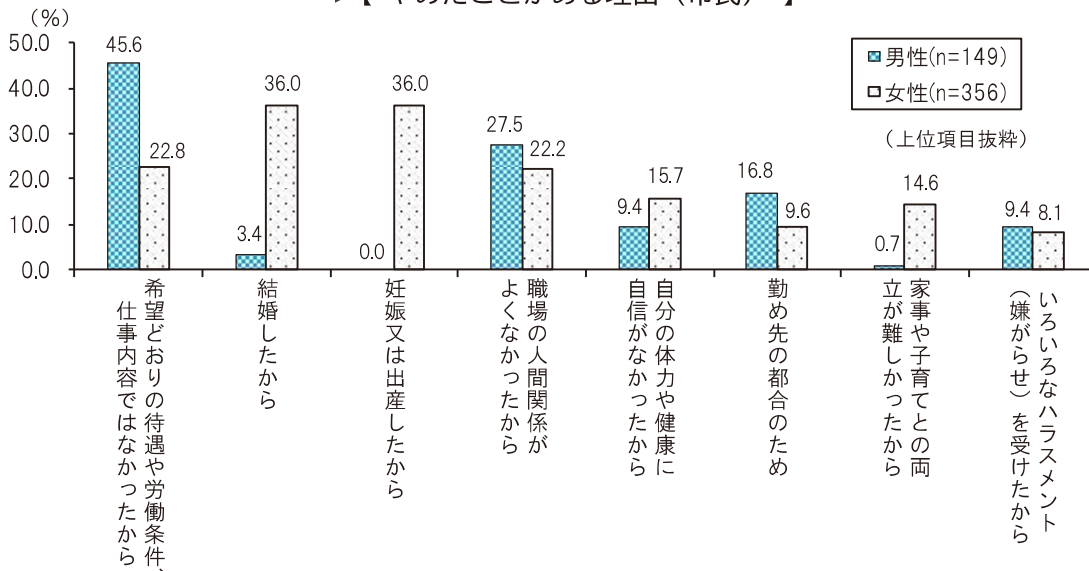
資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

仕事をやめた経験がある人は全体で約7割を占め、特に女性は男性を大きく上回っています。また、女性がやめた理由としては「結婚したから」「妊娠又は出産したから」「家事や子育てとの両立が難しかったから」などで、男性の割合を大きく上回っています。

【 仕事をやめた経験（市民） 】



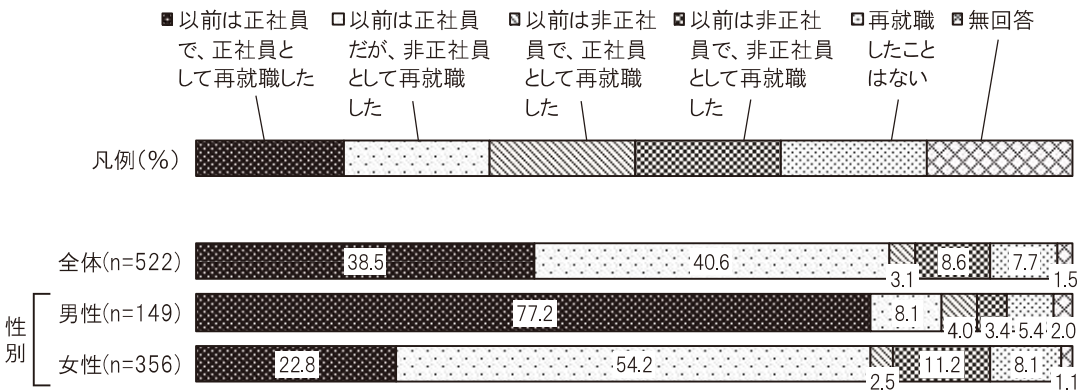
【 やめたことがある理由（市民） 】



資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

再就職の経験については、男性は「正社員から正社員」、女性は「正社員から非正社員」の割合がそれぞれ高く、性別による差が顕著にみられます。

【 再就職の経験（市民） 】



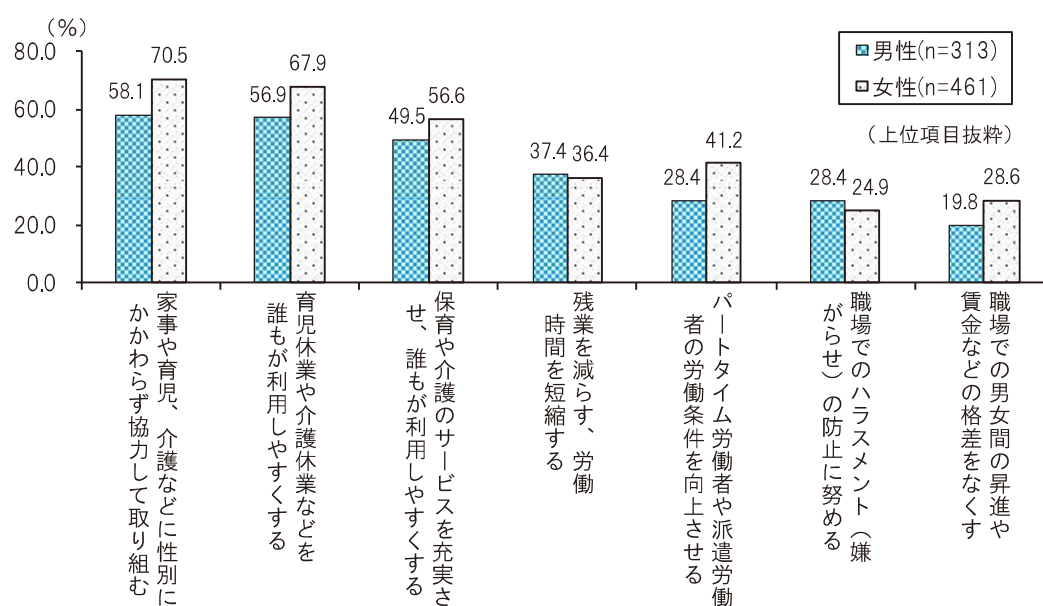
資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

(7) 働きやすい社会環境をつくるために必要だと思うこと

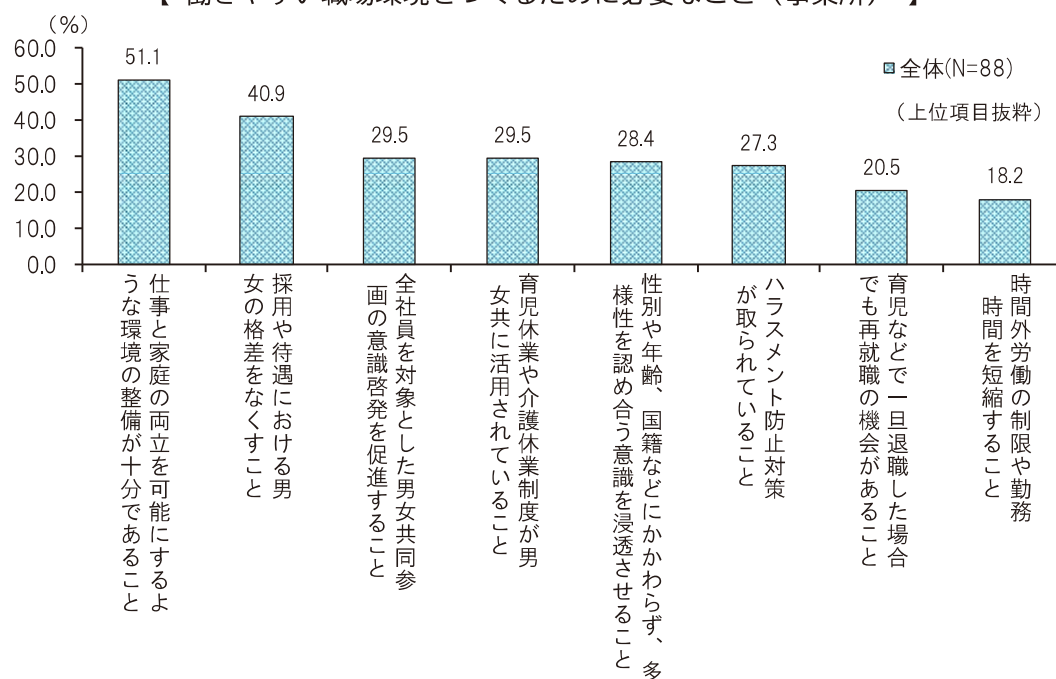
女性は男性に比べ「家事や育児、介護などに性別にかかわらず協力して取り組む」「育児休業や介護休業などを誰もが利用しやすくする」「パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件を向上させる」などの割合が高いことが特徴です。

一方、事業所調査結果では「仕事と家庭の両立を可能にするような環境の整備が十分であること」への回答が最も多く、次いで「採用や待遇における男女の格差をなくすこと」などが続きます。

【 働きやすい社会環境をつくるために必要なこと（市民） 】



【 働きやすい職場環境をつくるために必要なこと（事業所） 】

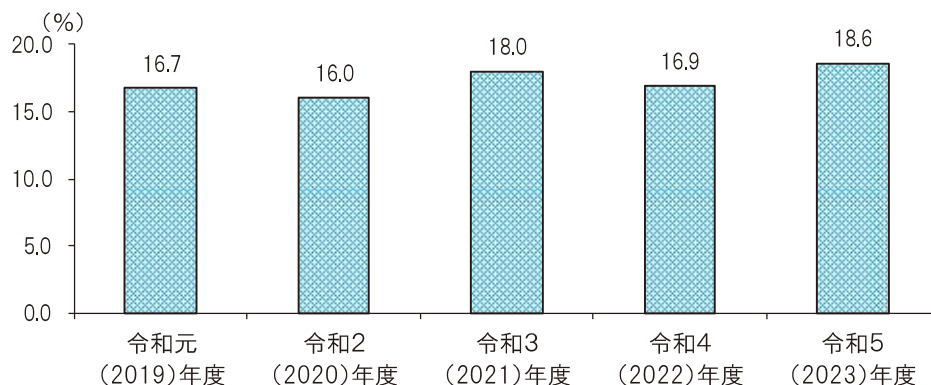


資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

（８）指導的立場に占める女性の割合

広島県内の事業所における指導的立場に占める女性の割合をみると、令和５（２０２３）年度は１８．６％と、おおむね横ばいで推移しています。

【 指導的立場に占める女性の割合（広島県） 】

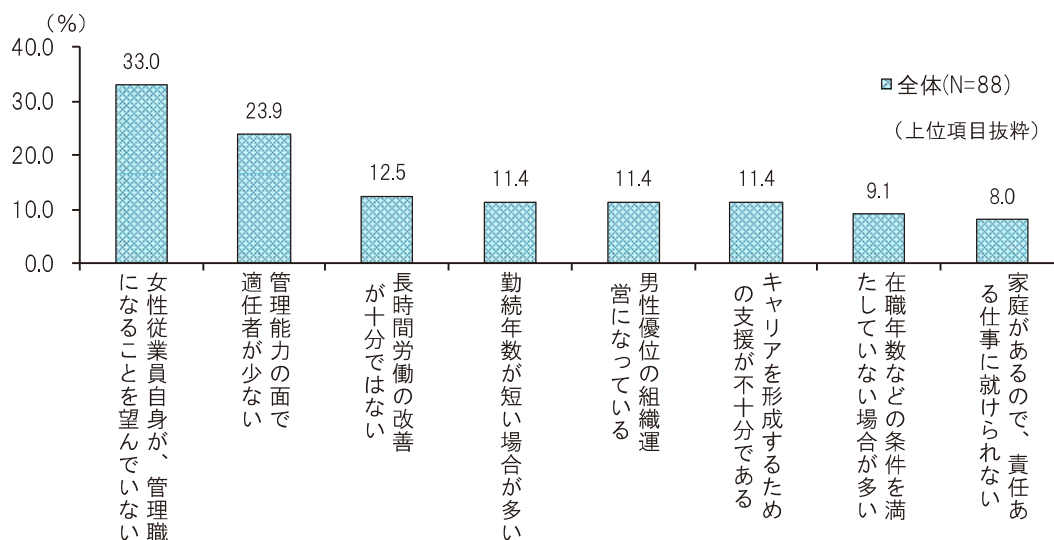


資料：広島県職場環境実態調査

（９）女性を管理職に登用する際の課題

女性を管理職に登用する際の課題については「女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない」への回答が最も多く、次いで「管理能力の面で適任者が少ない」「長時間労働の改善が十分ではない」などが続き、女性自身の意識を注視する事業所が多くなっています。

【 女性を管理職に登用する際の課題（事業所） 】

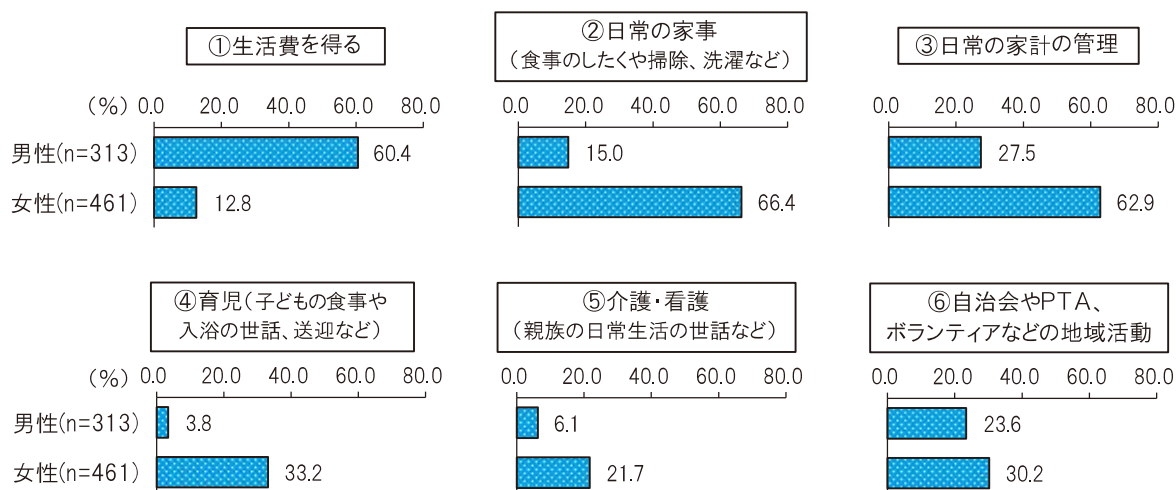


資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和６（２０２４）年３月）

(10) 家庭内での仕事の分担

男性は女性に比べ「①生活費を得る」で「主に自分」の割合が高く、女性は「②日常の家事」「③日常の家計の管理」「④育児」「⑤介護・看護」で「主に自分」の割合が男性を大きく上回っており、女性の家事等への負担が大きい現状がうかがえます。

【 家庭内での「主に自分」の仕事の割合（市民） 】

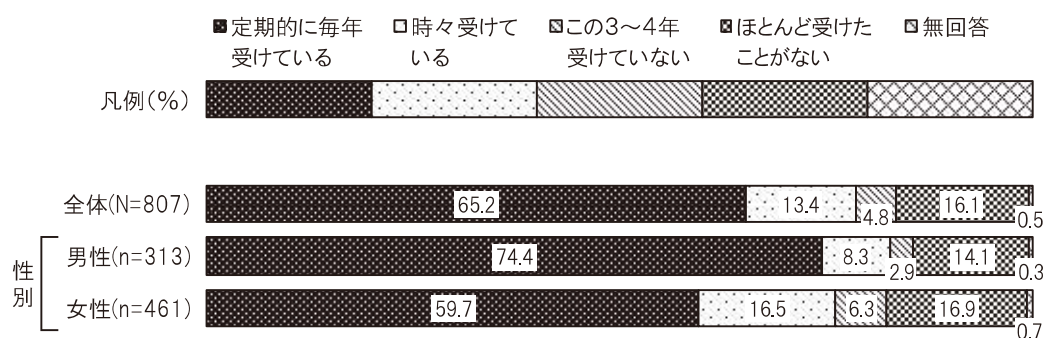


資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

(11) 健康診断やがん検診の受診状況

健康診断やがん検診の受診状況については「定期的に毎年受けている」の割合が65.2%と最も高く「ほとんど受けたことがない」人は16.1%となっています。「定期的に毎年受けている」人は、男性が女性を大きく上回っています。

【 健康診断やがん検診の受診状況（市民） 】



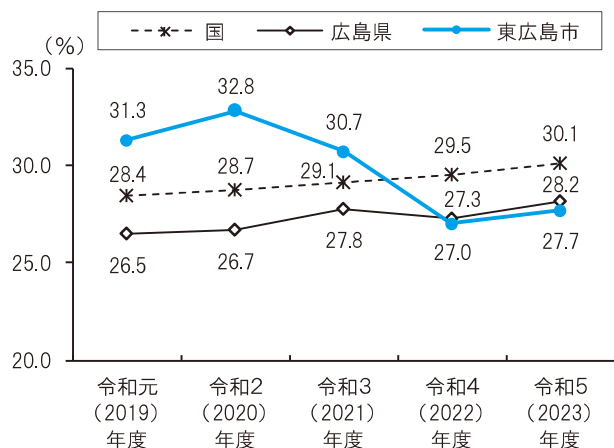
資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

(12) 女性の参画の状況

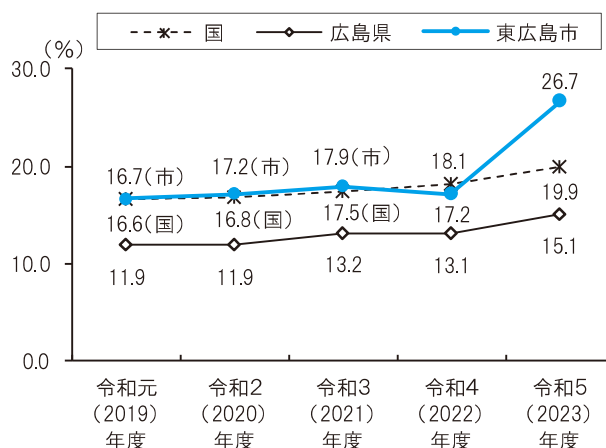
本市における審議会委員に占める女性委員割合をみると、令和3（2021）年度までは国や広島県の平均を上回って推移していましたが、令和4（2022）年度以降は、国や広島県の平均を下回っています。

市職員管理職及び市議会議員に占める女性割合は、広島県の平均を上回って推移しており、防災会議委員に占める女性割合は、国の平均を下回って推移しています。

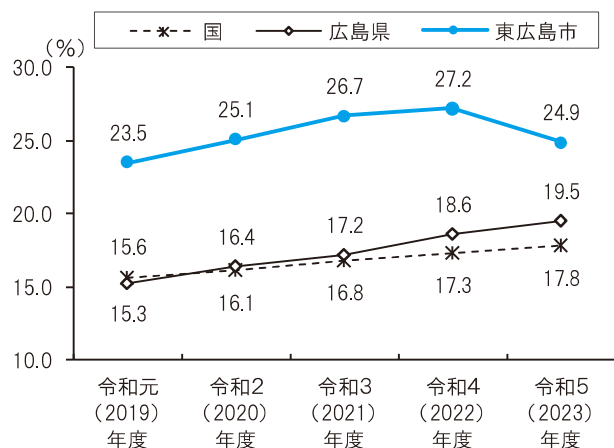
【 審議会委員に占める女性委員割合の推移 】



【 市議会議員に占める女性割合の推移 】

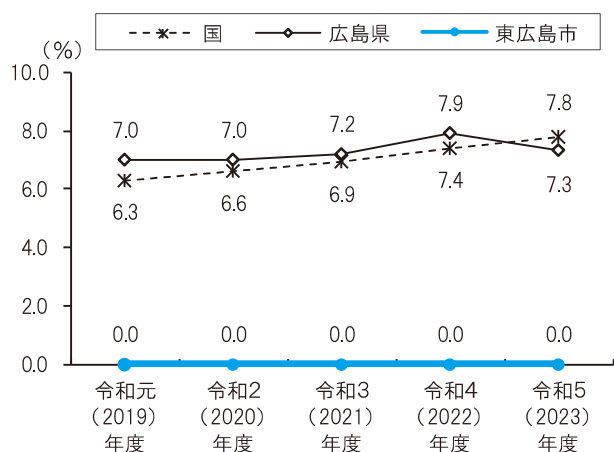


【 市職員管理職に占める女性割合の推移 】

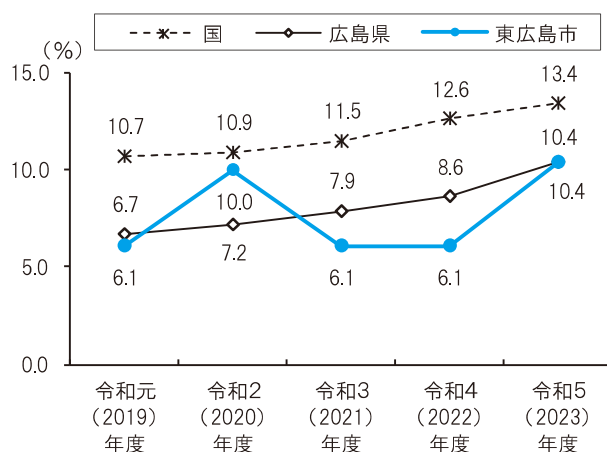


資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（各年度4月1日現在）
 （「市議会議員に占める女性割合の推移」は各年度12月末日現在）

【 自治会長に占める女性割合の推移 】



【 防災会議委員に占める女性割合の推移 】



資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（各年度4月1日現在）

【 広島県内の審議会委員及び市職員管理職に占める女性の割合 】

	審議会委員			職員管理職		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職 割合(%)
広島市	1,261	406	32.2	639	107	16.7
呉市	677	168	24.8	235	29	12.3
竹原市	393	125	31.8	28	5	17.9
三原市	598	175	29.3	89	22	24.7
尾道市	561	167	29.8	139	31	22.3
福山市	768	203	26.4	327	63	19.3
府中市	296	70	23.6	65	14	21.5
三次市	352	99	28.1	75	22	29.3
庄原市	299	62	20.7	60	8	13.3
大竹市	277	56	20.2	56	9	16.1
東広島市	739	205	27.7	193	48	24.9
廿日市市	560	132	23.6	139	33	23.7
安芸高田市	359	128	35.7	47	10	21.3
江田島市	324	79	24.4	49	12	24.5
広島県市町平均	-	-	28.2	-	-	19.5
全国市区町村平均	-	-	30.1	-	-	17.8

資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（令和5（2023）年度4月1日現在）

関係団体調査結果からみた問題点や今後の課題※

- 中小企業では育児休業や労働時間短縮等の働き方改革の対策が不十分
- 働き方にゆとりを持たせた職場環境を用意できる企業は、まだまだ少ない現状であり、対応できる職種にも限りがある。
- 男女共に育児休業や介護休業を利用しやすくできる職場環境や働き方改革が必要である。
- 子育ても介護も女性に偏る風潮が根強い。特に女性は、介護のために職を離れたり、働き方を変えたりしなければならない状況になりがちである。
- 乳児など低年齢児は認定こども園に入りにくい。保育所など教育・保育の施設数が少ない。
- 職場における、女性活躍の風土の醸成が不十分である。職場の慣習は変えにくい。上司や親世代、定年後の世代の理解が追い付いてない。
- 性別ではなくタスクで評価をする仕組みができていない。
- 防災分野での男女共同参画は急務であるが、自主防災組織などは男性が中心であり、女性が参画できる環境づくりが必要である。

※ 「東広島市 男女共同参画に関する関係団体調査」における「分野別問題点や課題」より、回答を抜粋して掲載しています。（回答者の意図を変えない範囲で一部文章を手直ししている場合があります。）以下同様

【現状分析結果から読み取れる今後の主な課題】

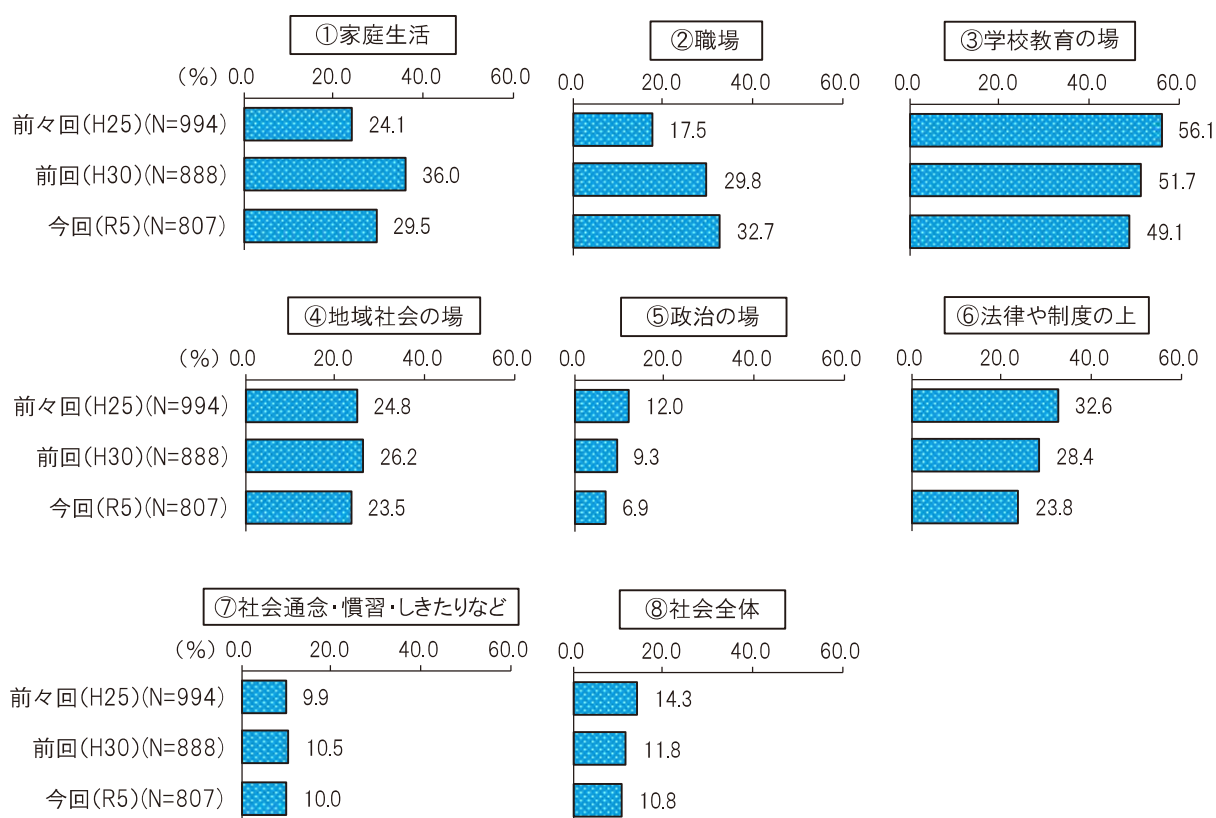
- 男性が育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気を払拭するための、事業所等に対する啓発活動の充実が必要です。
- 事業所等に対して、再雇用や再就職支援、長時間労働の是正や柔軟な働き方ができる環境の整備など、仕事と家庭の両立に向けた取組を継続的に促進していくことが必要です。また、職場において活躍を望む女性を阻む様々な要因の排除に向けた情報提供や啓発活動が必要です。
- 誰もが働きやすい社会環境をつくるためには、性別にかかわらず家族で家事等に協力して取り組めるよう、継続的に意識啓発をしていくことが必要です。
- 多様な働き方や暮らし方の実現が求められている社会的背景において、家事、育児、介護の役割を家族で分担し合う意識を啓発する講座等の開催をはじめ、子育てや介護サービスの充実など、社会全体としてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指す取組が必要です。
- 健康診断やがん検診の受診率の向上施策をはじめ、健康づくりや地域活動に関する情報を、多様な伝達手段を活用して分かりやすく発信するとともに、誰もが参加しやすい活動の提案や住民同士の声掛けの促進など「きっかけづくり」を検討し、地域活動を促進していくことが必要です。
- 女性の活躍の場の拡大に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消の促進が必要です。特に議会や審議会等、政策方針決定の場における女性の参画の促進をはじめ、男女共同参画に関する継続的な啓発活動の取組が必要です。

3 男女の平等感

(1) 男女の平等意識

男女の平等意識を時系列でみると「平等」の割合は「②職場」で増加していますが、このほかの項目では減少しています。特に「⑤政治の場」「⑦社会通念・慣習・しきたりなど」「⑧社会全体」は、元々の平等意識が低く、さらに低下がみられます。

【「平等」の割合（市民）】



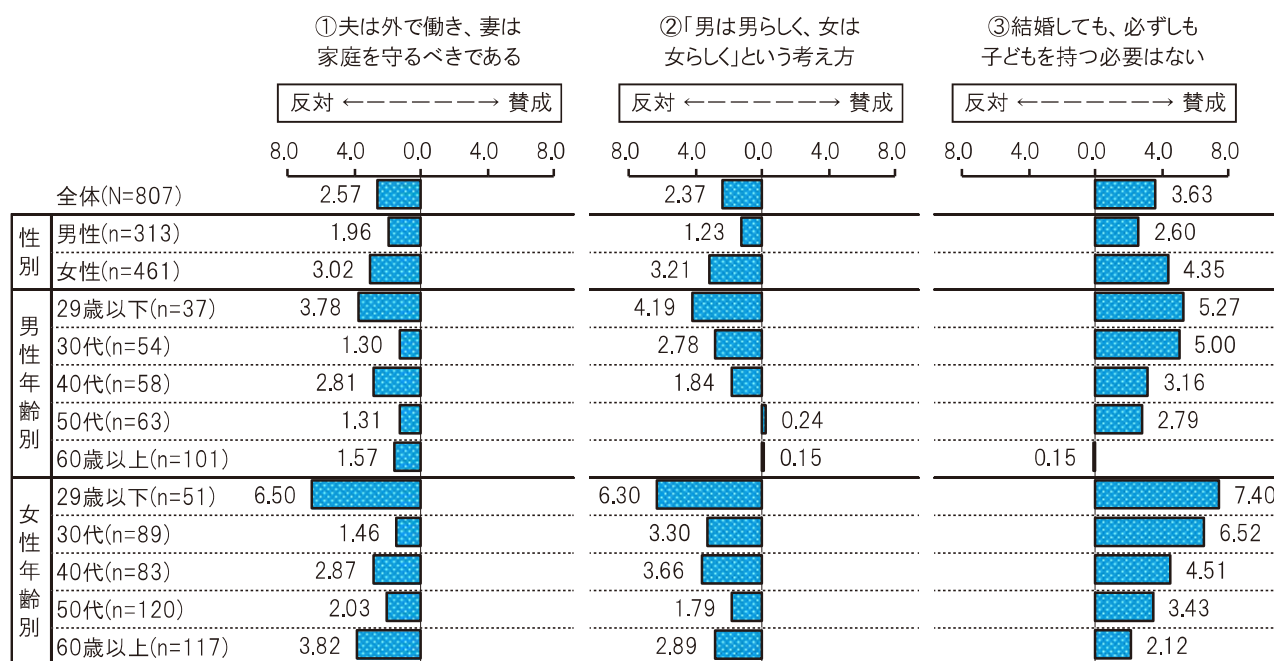
注：図中、平成25年度調査を「前々回（H25）」、平成30年度調査を「前回（H30）」、令和5年度調査を「今回（R5）」と略記している。

資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

(2) 家庭生活と男女の役割について

「男は男らしく、女は女らしく」という考えについては、男性は年齢が上がるほど「そう思う」と回答した人が多くなっています。「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」という考えについては、男女共に年齢が上がるほど賛成意識が低い傾向にあり、性別や年齢によって意識の差が大きいことが分かります。

【 家庭生活と男女の役割について（市民） 】



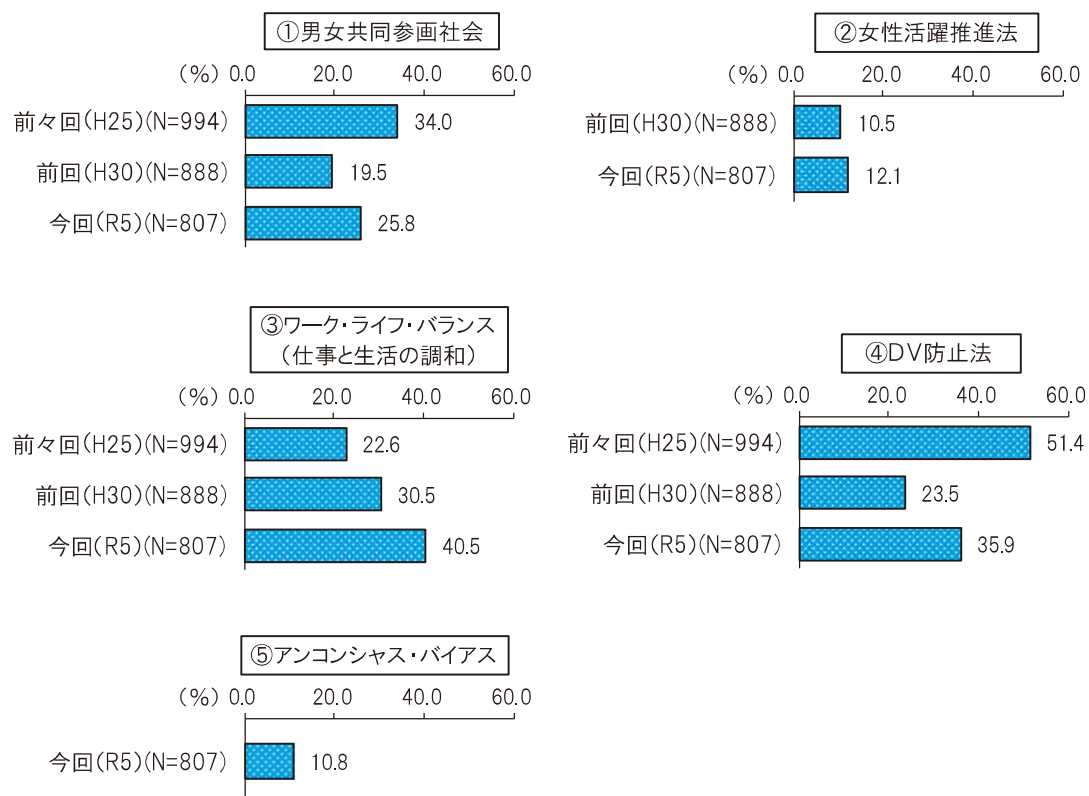
注：図の数値は「平均評定値」を示す。平均評定値とは、それぞれの選択肢の回答件数に係数を乗じ、加重平均して算出した値のこと。

資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

(3) 男女共同参画に関する用語の認知状況について

男女共同参画に関する用語を「内容まで知っている」割合について、特に「③ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」が前々回調査から増加傾向にある一方で「②女性活躍推進法」については、大きな変化がみられない状況です。

【用語を「内容まで知っている」割合（市民）】



注1：図中、平成25年度調査を「前々回（H25）」、平成30年度調査を「前回（H30）」、令和5年度調査を「今回（R5）」と略記している。

注2：前々回調査では「②女性活躍推進法」の項目はない。

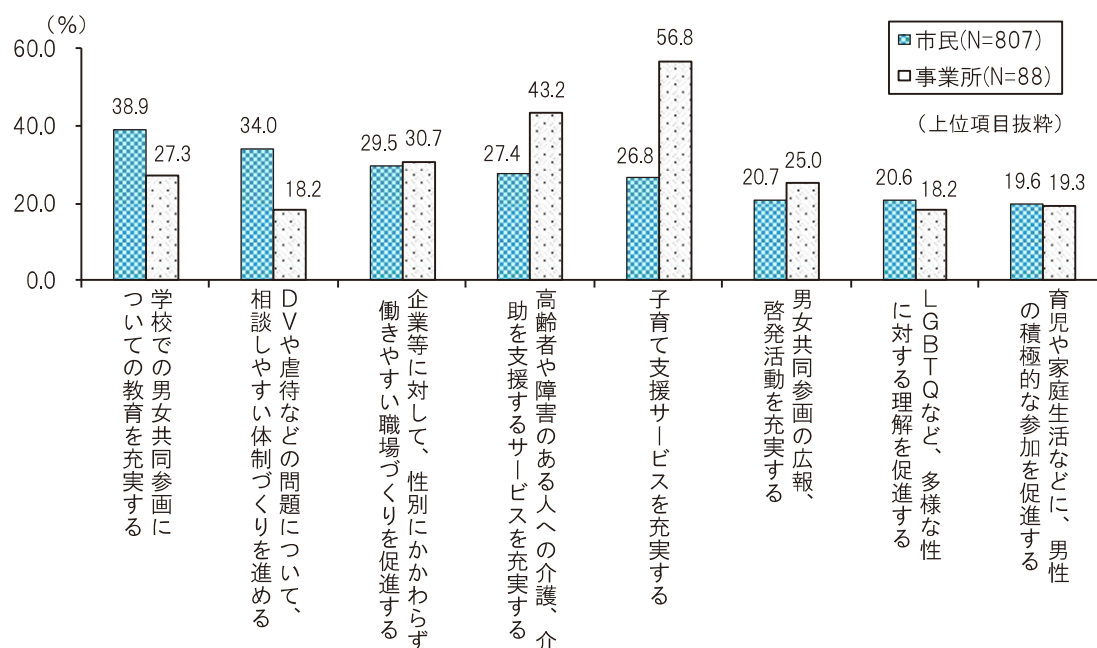
注3：前回及び前々回調査では「⑤アンコンシャス・バイアス」の項目はない。

資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

(4) 男女共同参画の推進にあたって行政が力を入れるべきこと

事業所調査結果では、特に「子育て支援サービスを充実する」「高齢者や障害のある人への介護、介助を支援するサービスを充実する」が市民意識調査を大きく上回っており、市民意識調査では「学校での男女共同参画についての教育を充実する」「DVや虐待などの問題について、相談しやすい体制づくりを進める」などの割合が事業所調査に比べ高くなっています。

【 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこと（市民・事業所） 】



資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

関係団体調査結果からみた問題点や今後の課題

- 若い世代の理解は一定程度得られているが、立場が上の人や年配の男性の理解が必要であると感じる。
- 高齢者の意識の中に固定的な性別役割分担意識が根強い。そのような高齢世代が、社会や組織の上層部にいる。
- 人権やジェンダー平等については、日本の伝統的な文化や社会が大きく影響しており、若い世代でも無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は存在する。
- 今の若い世代の人は「男は仕事、女は家事」というよりも、むしろ「共稼ぎ」が多いのではないかと。
- 男女共同参画については様々なセミナーやイベントが実施されているが、実施者や講師、参加者は女性が多く、男性側の声の反映や男性の参加が少ない。
- 70代以上の研修会やセミナーへの参加の促進が必要だと思う。
- どのようなセミナーがあるのかよく知られていない。
- 親しみやすい内容でないと集まってくれない。

【 現状分析結果から読み取れる今後の主な課題 】

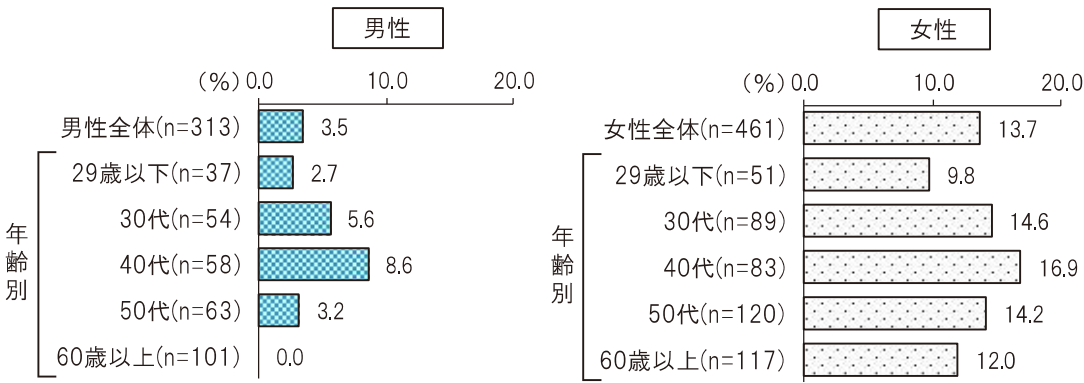
- 国や県等の男女共同参画に関する情報収集と、幅広い世代の市民への情報提供の充実をはじめ、多様な手段や機会を活用して男女共同参画に対する理解を促進するとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、効果的な啓発の推進が必要です。
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」や「男は男らしく、女は女らしくという考え方」に代表される「固定的な性別役割分担意識」は、依然として根強く、年齢による差が顕著となっていることから、男女共同参画に関して、年齢など属性に応じた効果的、継続的な意識啓発への取組が必要です。

4 ドメスティック・バイオレンス（DV）やハラスメントに関すること

(1) ドメスティック・バイオレンス（DV）の経験と相談状況

ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害割合は、特に 40 代の女性で多くなっています。

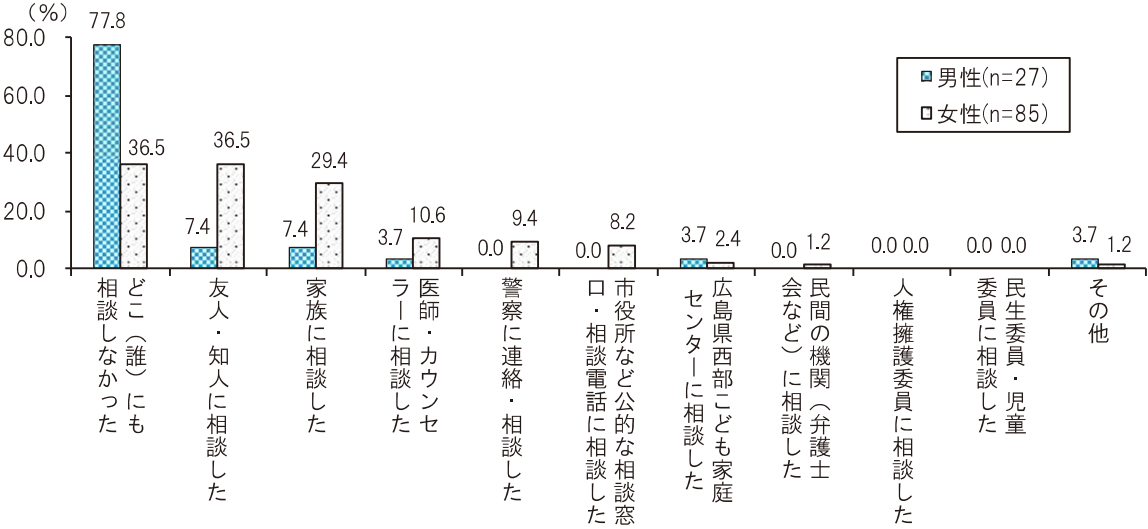
【 DVについて「自分が被害を受けたことがある」割合（市民） 】



資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

DV経験者における相談状況については、男性は「どこ（誰）にも相談しなかった」人が女性を大きく上回っていますが、女性は男性に比べ「友人・知人に相談した」「家族に相談した」への回答が男性を大きく上回っており、性別による差が顕著です。

【 DV経験者の相談状況（市民） 】

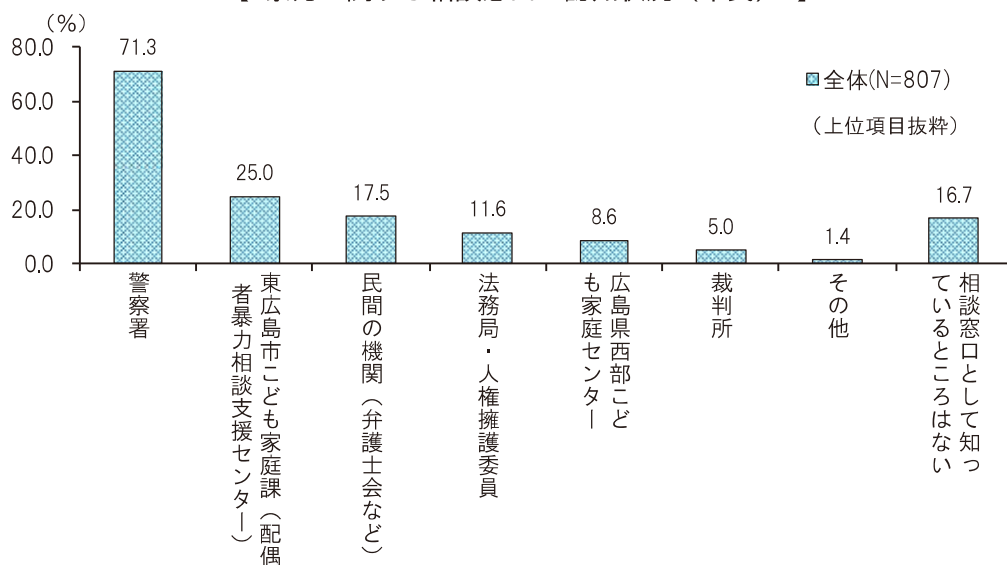


資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

(2) 暴力に対する相談窓口の認知状況

暴力に関する相談窓口の認知割合については「警察署」が最も高く、次いで「東広島市こども家庭課（配偶者暴力相談支援センター）」などの順となっていますが「相談窓口として知っているところはない」が2割近くみられました。

【 暴力に関する相談窓口の認知状況（市民） 】

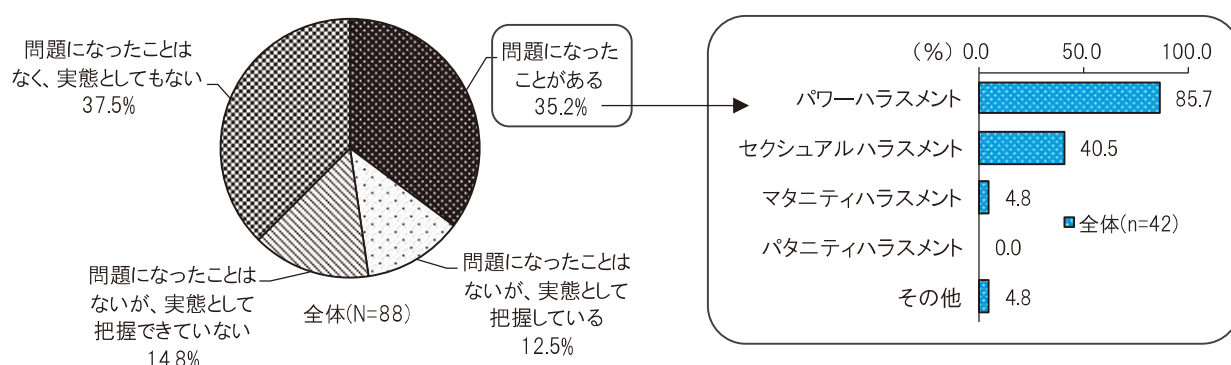


資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

(3) ハラスメントの現状について

ハラスメントについて「問題になったことがある」がおよそ3事業所に1件の割合でなっています。問題となったハラスメントの種類は「パワーハラスメント（パワハラ）」が突出して最も多く、次いで「セクシュアルハラスメント（セクハラ）」が続きます。

【 ハラスメントについて問題になったこと（事業所） 】



資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

関係団体調査結果からみた問題点や今後の課題

- 相談等に対応する専門家の不足、加害者側への対応、支援についての周知が不足している。
- 令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたため、複合的な問題を抱えた被害者の支援を、市としてどのように取り組むのか、明らかにしていくべきだと思う。
- 問題が家庭や人間関係の内部にあり、表面化しにくく、支援が行き届かない場合がある。
- DVや共同親権に基づく申し出ができない人が多い。申し出た場合に、我が身への不利益を考えて不安に陥る。

【 現状分析結果から読み取れる今後の主な課題 】

- ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、性犯罪やストーカー行為、虐待、インターネット等を利用した性的な言動など、多様化する暴力等の防止に向けて、あらゆる機会を通じた啓発活動の充実が必要です。
- 自身が受けた被害について、専門機関に相談した人が少ないことから、相談窓口の周知を図り、適切な支援につなぐことができるよう、市民への啓発と関係機関との連携の強化が必要です。
- 各種ハラスメントについて、どのような言動が該当するのかなど、認知の拡大に向けた啓発活動の充実が必要です。

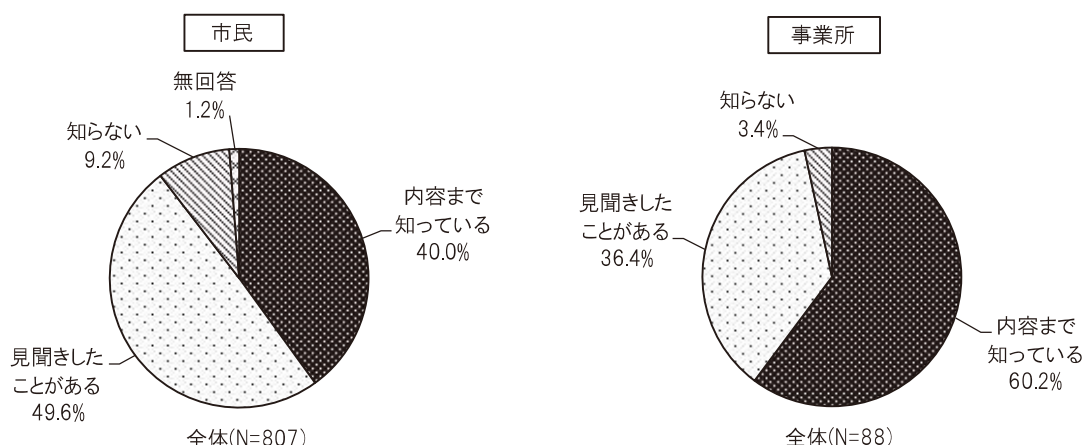
5 性の多様性に関すること

(1) L G B T Qの認知状況

市民意識調査結果では、L G B T Qの認知については「内容まで知っている」が40.0%、「見聞きしたことがある」が49.6%、「知らない」が9.2%となっており、用語については市民に浸透している現状がうかがえます。

一方、事業所調査では「内容まで知っている」が60.2%、「見聞きしたことがある」が36.4%となっており「内容まで知っている」割合は市民意識調査の結果を大きく上回っています。

【 L G B T Q（性的マイノリティ）の認知（市民・事業所） 】



資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

関係団体調査結果からみた問題点や今後の課題

- 他所のこと、他人事と受け止める人がまだ多いのではないかな。
- L G B T Qの人々に対する基本的な理解度（言葉の意味、ジェンダーや性的指向性に関する考え方、配慮すべきポイントなど）が一般的に低いと思う。L G B T Qに対しての誤解や偏見が根強い。

【 現状分析結果から読み取れる今後の主な課題 】

- 「L G B T Q」をはじめ「東広島市パートナーシップ宣誓制度」といった用語や性の多様性に関して、誤った認識や偏った考え方を持つことがないよう、市の広報紙やホームページをはじめ、生涯学習の場の活用などにより、幅広い年齢層に対して周知活動を充実し、用語の意味のみならず、社会的背景なども含めて、より正しい理解を促進する必要があります。

6 前期計画における施策目標の達成状況

基本 目標	基本施策	施策目標の指標	策定時※	目標値	実績値
			平成 30 (2018) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 5 (2023) 年度
Ⅰ 人づくり	(1) 人権尊重を踏まえた男女共同参画の意識づくり	① 「男は仕事、女は家事・育児」の考え方に反対する人の割合	60.3%	80%以上	62.4%
		② 男女共同参画等に関する講座・講演会の参加人数	584 人	1,000 人以上	1,134 人
	(2) 学びの場における男女共同参画の推進	③ 男女共同参画等に関する出前講座等の参加人数	109 人	150 人以上	30 人
Ⅱ 環境づくり	(1) 働く場における女性の活躍推進	④ 「職場」において男女の地位が平等だと思う人の割合	29.8%	50%以上	32.7%
	(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	⑤ 働く人の「生活の中で仕事に費やす時間と労力が占める割合」 （常勤職男女の平均）	61.5% （常勤職男女の平均）	50%以下 （常勤職男女の平均）	59.0% （常勤職男女の平均）
		⑥ 仕事と家庭の両立支援登録企業数（広島県事業）	99 社	130 社以上	128 社
		⑦ ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業の割合	31.5%	55%以上	31.8%
		⑧ 「地域社会」において男女の地位が平等だと思う人の割合	26.2%	35%以上	23.5%
		⑨ 市の審議会等に占める女性委員の割合	31.3%	35%以上	27.7%
		⑩ 女性委員のいない審議会等	7	0	6
		⑪ 市の管理職（課長以上）に占める女性職員の割合	23.5%	30%以上	24.9%

※ 前期計画策定時（以下同様）

【 出典 】 ①④⑤⑧市民意識調査、②③⑥⑨⑩⑪庁内資料、⑦事業所調査

基本目標	基本施策	施策目標の指標	策定時	目標値	実績値
			平成 30 (2018) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 5 (2023) 年度
Ⅲ 安心づくり	(1) 生涯を通じた男女の健康づくり	⑫ 健康診断やがん検診を定期的に毎年受けている人の割合	61.6%	70%以上	65.2%
		⑬ 子宮頸がん検診の受診率	18.9%	50%	18.5%
		⑭ 乳がん検診の受診率	17.3%	50%	17.5%
		⑮ 初妊婦の妊娠・出産包括支援事業の利用割合	50.5%	85%	73.4%
	(2) DV等あらゆる暴力の根絶	⑯ 配偶者や恋人の間で「平手で打つ」「なぐるふりをしておどす」行為は暴力だと認識する人の割合	平手で打つ 77.6% なぐるふりをしておどす 71.5%	平手で打つ 90%以上 なぐるふりをしておどす 80%以上	平手で打つ 86.9% なぐるふりをしておどす 80.8%
		⑰ 配偶者や恋人からの暴力について相談できる窓口を知らない人の割合	20.3%	10%以下	16.7%
	(3) 共に支え合うまちづくり	⑱ 多文化共生事業参加者数	3,027 人	3,600 人	1,998 人
		⑲ 地域防災リーダーに占める女性の割合	—	30%	16%

【出典】⑫⑯⑰市民意識調査、⑬⑭⑮⑱庁内資料

第 3 章 計画の内容

第3章 計画の内容

【1】基本理念

本計画においては「男女共同参画社会基本法」の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）を基本理念とします。

本計画では、この基本理念に基づき、性別にかかわらず、誰もが人権意識を高め、共に認め合い支え合いながら、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

【 本計画の基本理念 】

男女の人権の尊重

一人一人を個人として尊重し、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を発揮する機会を確保すること。

社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動を選択することができるように、社会における制度又は慣行が、男女共同参画社会の阻害要因とならないように配慮すること。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において政策等の立案及び決定に、共に参画する機会を確保すること。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援のもとに、その一員としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動との両立を図ることができるようにすること。

国際的協調

男女共同参画社会の促進は、国際社会における取組とつながりがあることから、本市の多様性を生かしつつ国際交流と協力を推進し、国際的な理解を深めること。

【2】基本目標

前期計画においては「人づくり」「環境づくり」「安心づくり」の各分野について、様々な取組を推進してきました。そして、この間「女性活躍の推進、女性参画気運の高まり」「人生100年時代の到来」「性的指向、ジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）の多様性に寛容な社会の実現」など、男女共同参画を取り巻く社会情勢は大きく変動しています。

このような状況の中、本計画における基本目標は、国、県の動きをはじめ、本市における社会的背景の変化及び現状から読み取れる課題等を踏まえ、また「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン」の考え方にに基づき、新たに次の4つの分野を定めます。

基本目標1 仕事と暮らしについて

政策・方針決定過程の場において、女性の積極的な登用を促進するとともに、活躍を促進します。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、男性の家事や育児への参加の促進をはじめ、子育て支援や介護支援等、様々な環境の整備に取り組み、性別にかかわらず誰もが活躍できる社会の実現を目指します。

基本目標2 男女の平等感について

あらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、一人一人がお互いを認め合い、尊重しながら、個性や能力を発揮できる社会を目指し、家庭や学校、地域社会、職場などにおいて、様々な機会を通じて男女共同参画を学ぶ場の充実を図ります。

また、現状においては、社会のあらゆる分野で「男性優遇」意識が依然として根強いことから、固定観念や社会通念、慣習、しきたりを見直すなど、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に努め、意識の改革につなぐ取組を推進します。

基本目標3 安心な暮らしについて

あらゆる暴力を許さない意識の醸成を図るために、性被害や様々なハラスメントを防止する取組をはじめ、多様な機会を通じて啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。また、困難を抱える人への相談や自立の支援に努めるとともに、性の多様性について、正確な情報の提供等により理解の促進に努めます。

基本目標4 計画の推進について

エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）の機能の充実をはじめ、市民、事業所、各種団体等と協働、連携し、より効果的な啓発活動を推進します。

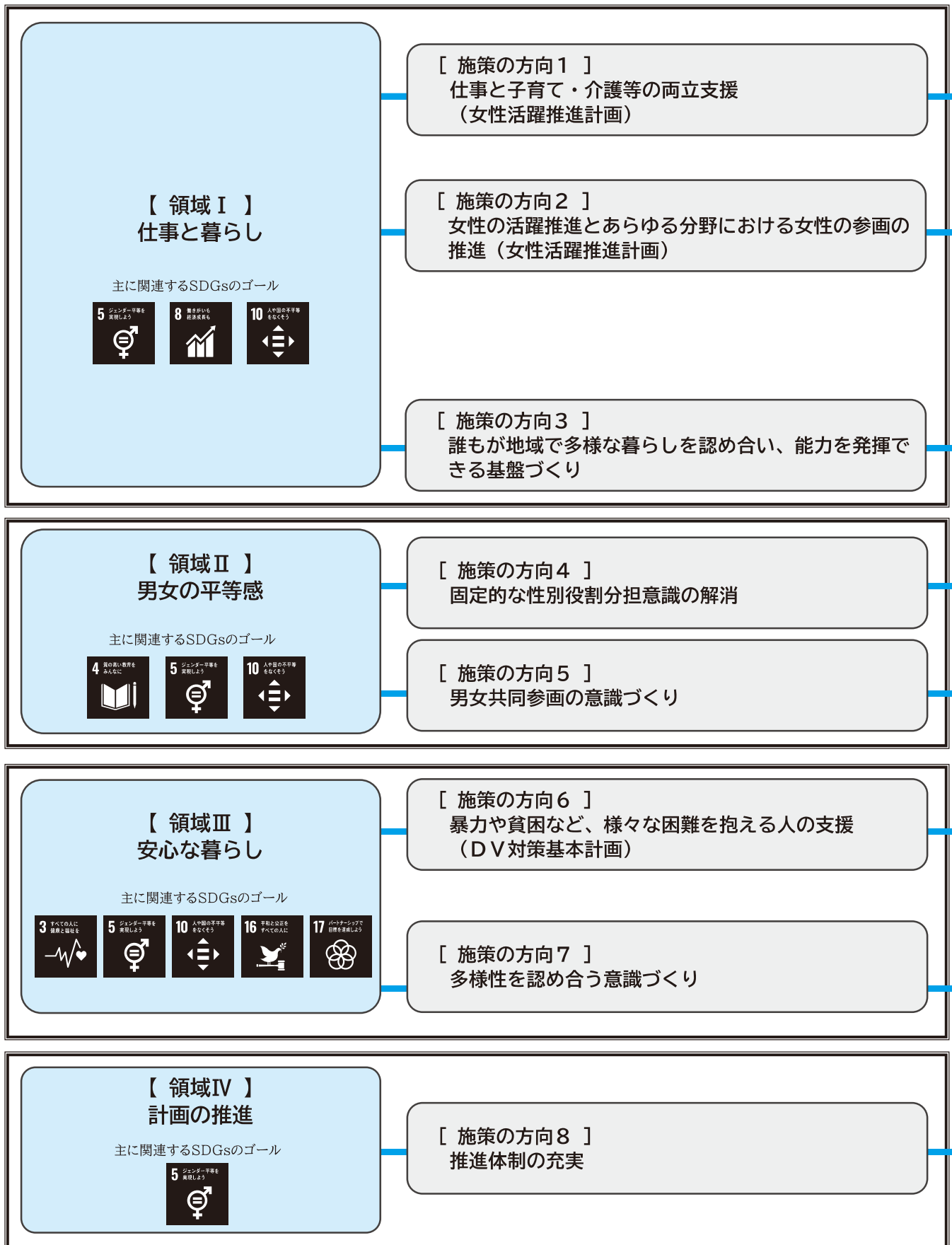
【3】計画の目指す将来像

国の「第5次男女共同参画基本計画」に示されている4つの目指すべき社会を本計画の目指す将来像とします。

【男女共同参画基本計画の目指すべき社会】

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
 - 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会
-

【4】施策体系



[施策 1]	重点 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	54
[施策 2]	女性や再就職希望者等への就労支援	55
[施策 3]	子育て世代への包括的な支援と学びの場の充実	55
[施策 4]	子ども・子育て支援サービスの充実	56
[施策 5]	重点 男性の家事・育児への参画の促進	56
[施策 6]	児童青少年に関する相談支援の充実	57
[施策 7]	こどもの居場所づくり	57
[施策 8]	参加しやすい保育所・学校行事等の推進	57
[施策 9]	高齢者福祉サービス・介護保険事業の充実	58

[施策 10]	重点 審議会等委員への女性の積極的な登用	59
[施策 11]	重点 管理職への女性職員の人材育成及び積極的な登用	59
[施策 12]	職業能力開発の支援	60
[施策 13]	重点 多様な働き方への支援	60
[施策 14]	働く女性に対する相談支援	60
[施策 15]	農業分野における女性の活躍の促進	61
[施策 16]	企業における男女共同参画の推進	61
[施策 17]	地域団体における女性役員の登用の促進	61

[施策 18]	ライフステージに応じた健康づくりへの支援	64
[施策 19]	母子保健事業の推進	64
[施策 20]	重点 男女共同参画の視点に立った防災対策	65

[施策 21]	重点 人権や性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進	66
[施策 22]	相談支援の充実	67

[施策 23]	学校等教育の場における男女共同参画の推進	68
[施策 24]	重点 生涯学習の場における男女共同参画の理解の促進	69

[施策 25]	あらゆる場におけるハラスメント防止対策の促進	70
[施策 26]	あらゆる暴力の根絶に向けた啓発の推進と体制の整備	71
[施策 27]	被害者の安全の確保と支援	71
[施策 28]	重点 高齢者や障がいのある人等、困難を抱える人への支援	72
[施策 29]	ひとり親家庭や生活困窮にある人への支援の充実	72

[施策 30]	重点 性の多様性に関する理解の促進と啓発の推進	75
[施策 31]	多文化共生意識の醸成と国際交流の促進	76

[施策 32]	庁内推進体制の充実	77
[施策 33]	職員の意識の醸成	78
[施策 34]	重点 エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）の機能の充実	78
[施策 35]	東広島市男女共同参画推進審議会等の意見反映	78
[施策 36]	適切な事業進行管理	79

注： **重点** は重点的に取り組む施策を示す。（以下同様）

第 4 章 施策の展開方向と 具体的な取組

第4章 施策の展開方向と具体的な取組

領域Ⅰ 仕事と暮らし

施策の方向1 仕事と子育て・介護等の両立支援（女性活躍推進計画）

本市では、共働き世帯が増加傾向にあり、女性の就業者も増加傾向にあります。しかし、女性は男性に比べて、パート・アルバイト等の非正規雇用者が多い状況です。女性の育児休業取得率は、一定程度の割合がみられますが、男性の取得率は依然として低く、介護休業の取得率についても男女共に非常に低い状況です。

家庭における日常の家事や育児、介護等については、依然として女性の負担が大きい現状があります。多様化する保育、介護等福祉ニーズへの柔軟な対応をはじめ、家事、育児、介護等の役割を家族で支え合う意識の啓発など、多様な暮らし方、働き方を支え合う社会づくりが求められています。

誰もが、自分の能力や希望に添った働き方ができるよう、多様で柔軟な働き方を促進することが重要です。

このような課題を踏まえ、本市では、性別にかかわらず誰もがワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、家事や育児、介護に参加することができる社会を目指します。

そのため「働き方改革」の在り方に視点を置き、事業所や就業者への啓発活動をはじめ、育児休業、介護休業の利用の促進、男性が家事や育児、介護等を担うことへの理解の促進、子育て支援、介護支援サービスの充実などを重点的に取り組む施策と位置付け、多様で効果的な施策の展開を図ります。

〔 施策１ 〕 重点 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	担当課
市民に対する講座等の開催や事業所等に対する認定制度の周知、市の職員に向けた啓発など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。	職員課 人権男女共同参画課 産業振興課
〔 主な取組 〕	
<u>職員課</u> ○ 職員向けのWeb研修によるメニューの充実や貸出DVDによる研修等により、様々な研修を受講できる体制を整えます。 ○ 「特定事業主行動計画」に基づき、職員に向けてワーク・ライフ・バランスの取組に関連する各種制度の周知及び利用の促進を図ります。 ○ 庁内部局長を「ワーク・ライフ・バランス推進員」に位置付け、庁内放送等の場で職員の意識啓発を図ります。 <u>人権男女共同参画課</u> ○ 多様で柔軟な働き方や男性の家事、子育てへの参加などについての理解を促進するため、事業所等をはじめ、誰もが参加しやすい対面講座やオンライン講座を開催します。 <u>産業振興課</u> ○ 「企業民主化推進協議会」において実施する研修内容について、適宜精査を行い、男女共同参画への理解を促します。 ○ 研修DVD貸出事業の周知を図ります。 ○ ハローワーク等の関係機関と連携し「くるみん認定」や「えるぼし認定」など、国の制度や新たに認定を受けた企業の周知を図ります。	

〔施策2〕 女性や再就職希望者等への就労支援	担当課
就職に関するセミナーや子育てに関する相談など、女性や再就職希望者等への就労を支援します。	障がい福祉課 こども家庭課 保育課 産業振興課
〔主な取組〕	
<u>障がい福祉課</u> ○ 「子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」において、ハローワーク、広島中央障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障がいのある人の就労に関する相談や就労体験実習等の支援を行います。 <u>こども家庭課</u> ○ ハローワークと連携し、「地域すくすくサポート」において就労相談会を実施します。 <u>保育課</u> ○ 保育コンシェルジュを配置し、保育サービス等に関する相談に対応します。 <u>産業振興課</u> ○ 女性の就職支援セミナー及び就職面接会を実施するとともに、求職者及び企業双方の採用に対する課題を聴取しながら、採用の促進を図ります。	

〔施策3〕 子育て世代への包括的な支援と学びの場の充実	担当課
市内の子育て支援拠点「地域すくすくサポート」を中心に、子育て世代への包括的な支援と学びの場の充実を図ります。	こども家庭課
〔主な取組〕	
<u>こども家庭課</u> ○ 市内の子育て支援拠点「地域すくすくサポート」において、マタニティ教室やパパママ教室等、妊娠期の保健指導を行います。 ○ 「地域すくすくサポート」において、子育て支援に向けた、父親が参加しやすい教室を実施します。	

〔施策4〕 子ども・子育て支援サービスの充実	担当課
多様化する子育てのニーズを踏まえ、子ども・子育て支援サービスの充実を図るとともに、伴走型相談支援や障がいのある人への相談支援事業を実施します。	障がい福祉課 こども家庭課 保育課
〔主な取組〕	
<u>障がい福祉課</u> ○ 「子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」において障害者相談支援事業を実施し、子育て中の障がいのある人や障がいのあるこどもたちへの相談支援を行います。 <u>こども家庭課</u> ○ 育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となり、地域の中で、有償で子育てを助け合う会員組織「ファミリー・サポート・センター」を運営します。 ○ 親子が気軽に集い、子育てについての相談や交流ができる「地域子育て支援センター」「ひろば型子育て支援拠点」を運営します。 ○ 「地域すくすくサポート」において、伴走型相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にかけて定期的な面談を行います。また、妊婦等を対象とした教室等を開催します。 <u>保育課</u> ○ 保育ニーズの多様化等を踏まえ、通常保育、特別保育、病児・病後児保育等を実施します。	

〔施策5〕 重点 男性の家事・育児への参画の促進	担当課
男性料理教室の講座等を実施し、男性の家事や育児への参画を促進するとともに、誰もが家事や育児に参加しやすい環境づくりを図ります。	職員課 人権男女共同参画課 生涯学習課
〔主な取組〕	
<u>職員課</u> ○ 「特定事業主行動計画」に基づき、男性職員への各種制度の利用の促進や職員の時間外勤務の削減等を図ります。 ○ 男性職員の育児に関する制度を職員や所属長等に提供し、制度の利用を促進します。 ○ フレックスタイム制など、柔軟な働き方を推進し、男性が家事や育児に参加しやすい体制の整備を図ります。 <u>人権男女共同参画課</u> ○ 男性に限定せず、配偶者、こどもを含むカップルやファミリー向けに、セミナーや参加型の講座を実施します。 <u>生涯学習課</u> ○ 男性料理教室等の講座を開催するとともに、幅広く参加を呼びかけます。	

〔施策6〕 児童青少年に関する相談支援の充実	担当課
児童青少年総合相談室において、保護者及び児童青少年からの学校生活や親子関係などに係る相談に対応します。	青少年育成課
〔主な取組〕	
<u>青少年育成課</u> ○ 「児童青少年総合相談室」における教育相談、児童厚生員による子育て相談、カウンセラーによる相談を実施し、市民の子育てや教育に係る悩みに寄り添い、必要な助言や適切な機関の紹介を行います。	

〔施策7〕 こどもの居場所づくり	担当課
放課後児童クラブは、こどもが安全で安心して過ごせる居場所の一つとして、こどもの健全育成に取り組めます。	青少年育成課
〔主な取組〕	
<u>青少年育成課</u> ○ 待機児童の解消及び公立クラブの受入児童数の適正化を目的として、民間事業者との連携、協力により、受け皿を確保します。	

〔施策8〕 参加しやすい保育所・学校行事等の推進	担当課
各校の実態に合わせ、地域の保護者や地域住民に親しみやすい学校づくりを推進します。	保育課 指導課
〔主な取組〕	
<u>保育課</u> ○ 保育所等における運動会等の行事について、保護者が参加しやすいよう配慮して実施します。 <u>指導課</u> ○ 各校の実態に合わせ「ひがしひろしま教育週間」において「授業公開」等の取組を実施します。	

〔 施策 9 〕 高齢者福祉サービス・介護保険事業の充実	担当課
高齢者福祉及び介護保険事業の制度やサービスを周知するとともに、介護している家族だけでなく、広く地域に普及、啓発を図ります。	地域包括ケア推進課 介護保険課
〔 主な取組 〕	
<u>地域包括ケア推進課</u> ○ 身近な場所で介護教室や介護者交流会等の家族介護支援事業を実施し、現在介護している家族だけでなく、広く地域に向けて普及、啓発を図ります。 <u>介護保険課</u> ○ 介護保険相談員の配置をはじめ、出前講座等の開催、介護保険の手引きや介護保険サービス事業所ガイドブックの配布、ホームページへの掲載などにより、制度やサービスの周知を図ります。	

〔 数値目標 〕

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
1 仕事と子育て・介護等の両立支援 (女性活躍推進計画)	① 「職場」において男女の地位が平等だと思う市民の割合	32.7%	50%以上
	② ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業の割合	31.8%	55%以上
	③ 育児休業を取得した男性従業員がいる事業所の割合 (配偶者が出産した男性従業員のうち)	55.8%	80%以上

【 出典 】 ①市民意識調査、②③事業所調査

施策の方向2 女性の活躍推進とあらゆる分野における女性の参画の推進 (女性活躍推進計画)

本市の審議会に占める女性委員の割合は、ここ数年、国の平均を下回って推移していますが、市議会議員に占める女性の割合は、令和5（2023）年では増加に転じました。事業所等において指導的立場に占める女性の割合は、近年、大きな変動はなく横ばいで推移しています。

審議会等、政策や方針決定の場における、女性の積極的な登用にに向けた取組の強化が必要であるとともに、職場や地域において、人材育成や起業への支援など、女性が活躍しやすい環境づくりが必要です。

このような課題を踏まえ、本市では、あらゆる政策や方針決定過程の場において、女性の参画の機会が充実し、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

そのため、審議会等委員や指導的立場に占める女性の登用を促進するとともに、女性に対する人材育成、職業能力開発等への支援などを重点的に取り組む施策と位置付け、地域や農業分野など、あらゆる場における女性の活躍の促進を図ります。

〔 施策 10 〕 重点 審議会等委員への女性の積極的な登用	担当課
政策や方針の意思決定過程に女性が参画できるよう、審議会等委員への女性の積極的な登用を促進します。	人権男女共同参画課
〔 主な取組 〕	
<u>人権男女共同参画課</u> ○ 審議会等委員選定の際に事前協議を行い、女性委員の登用を促進するとともに、女性委員の参画がない審議会等の解消を図ります。	

〔 施策 11 〕 重点 管理職への女性職員の人材育成及び積極的な登用	担当課
女性職員の人材育成を強化するとともに、管理職への積極的な登用を図ります。	職員課
〔 主な取組 〕	
<u>職員課</u> ○ 育児休暇からおおむね1年未満に職場復帰した職員を対象とした、育休フォローアップや育休サポートセミナーを実施します。 ○ 外部の研修会等へ女性職員を積極的に派遣します。 ○ 「特定事業主行動計画」の目標達成状況把握のためのアンケート等、調査を実施します。	

〔 施策 12 〕 職業能力開発の支援	担当課
資格取得への支援や講座等の開催などにより、職業能力の向上を支援します。	人権男女共同参画課 産業振興課
〔 主な取組 〕	
人権男女共同参画課 ○ 育児休業取得中又は今後の就労を考えている人を対象に、生活設計やキャリアプランなどに関する連続講座を実施します。 産業振興課 ○ 「東広島地域職業訓練センター」において、企業ニーズに応じた資格取得講座や技能講習、就職支援に関する事業等の実施を支援します。 ○ 「就職・訓練支援員」を配置し、就職希望者への相談や支援についてきめ細かく対応します。	

〔 施策 13 〕 重点 多様な働き方への支援	担当課
起業に必要な知識やノウハウを学ぶ講座の開催や相談支援により、女性起業家の育成を促進します。	産業振興課
〔 主な取組 〕	
産業振興課 ○ 起業に必要な知識や手続きをはじめ「創業塾」や参加者同士のコミュニティの形成を促進するイベント等を開催するほか、アイデア創出から起業に至る相談ができる場を「東広島イノベーションラボミライノ⁺」により提供します。	

〔 施策 14 〕 働く女性に対する相談支援	担当課
働く女性の悩みや起業等に関する相談やアドバイス、必要な情報提供を行います。	人権男女共同参画課
〔 主な取組 〕	
人権男女共同参画課 ○ 産業カウンセラー、キャリアコンサルタントの資格を持つ相談員を配置し、仕事上の悩みや起業等についての相談を受け付け、適切なアドバイス、必要な情報提供を行います。	

〔 施策 15 〕 農業分野における女性の活躍の促進	担当課
農業法人における役員への女性の登用や女性農業者のネットワークづくりの支援、短期農作業体験の受け入れなど、農業分野への女性の参画を促進します。	農林水産課 園芸センター
〔 主な取組 〕	
<u>農林水産課</u> ○ 農業法人における役員への女性の登用について、継続して働き掛けます。 ○ 女性交流会を実施し、女性農業者のネットワークづくりを支援します。 <u>園芸センター</u> ○ 生産講座（野菜、花き（かき）、果樹コース）を開催するとともに、新たな取組を検討します。 ○ 短期農作業体験の受け入れを行い、就農機会の創出に努め、農業分野への女性の参画を促進します。	

〔 施策 16 〕 企業における男女共同参画の推進	担当課
男女共同参画推進企業への優遇措置など、企業における男女共同参画の推進を支援します。	契約課
〔 主な取組 〕	
<u>契約課</u> ○ 男女共同参画推進企業への優遇措置として、入札参加資格申請における、広島県仕事と家庭の両立支援企業に加点するとともに、総合評価の評価項目の一つとして女性技術者にも加点します。	

〔 施策 17 〕 地域団体における女性役員の登用の促進	担当課
住民自治協議会や民生委員・児童委員に、女性役員の登用を働き掛けるなど、地域における女性の活躍を促進します。	地域づくり推進課 地域共生推進課
〔 主な取組 〕	
<u>地域づくり推進課</u> ○ 住民自治協議会の役員改選や新たな人材の発掘を検討する際に、女性登用について定期的に意見交換を行い、女性役員の登用を働き掛けます。 <u>地域共生推進課</u> ○ 民生委員・児童委員の改選期に、民生委員児童委員協議会に対して、女性役員の登用を働き掛けます。	

[数値目標]

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
2 女性の活躍推進とあ らゆる分野における 女性の参画の推進 (女性活躍推進計画)	④ 市の審議会等に占める女性委員の割合	27.7%	35%以上
	⑤ 市の管理職(課長以上)に占める女性職 員の割合	24.9%	30%以上
	⑥ 「地域社会」において男女の地位が平等 だと思う人の割合	23.5%	35%以上

【 出典 】 ④⑤庁内資料、⑥市民意識調査

施策の方向3 誰もが地域で多様な暮らしを認め合い、能力を発揮できる基盤づくり

性別にかかわらず誰もが個性と能力を十分に発揮することができる暮らしを実現するためには、多様な生き方が選択でき、職場や家庭、地域で男女が共に参画して協力し、支え合う社会づくりが求められています。

女性の就業率の増加や働き方改革の気運が高まる中、誰もが健康で活躍できる環境の整備に向けて、市民の健康づくり活動や地域活動の促進が必要です。

本市の防災会議委員に占める女性委員の割合は、国の平均を下回って推移しています。近年、大きな災害が多発的に発生している現状等も踏まえ、防災分野における女性の積極的な登用は、大きな社会的課題となっています。

多様な暮らし方の実現が求められている社会的背景において、本市では、誰もが健康で、地域社会で活躍できる社会を目指します。

そのため、生涯にわたって誰もが健康で心豊かに暮らすことができるよう、多様な健康づくり施策を推進します。また、誰もが地域活動に主体的に参加できる環境づくり、特に防災分野における男女共同参画を重点的に取り組む施策と位置付け、その促進に努めます。

〔 施策 18 〕 ライフステージに応じた健康づくりへの支援	担当課
各種健診を実施するとともに、健康づくりや食育の推進に関する情報を発信し、市民のライフステージに応じた健康づくりを支援します。	医療保健課
〔 主な取組 〕	
<u>医療保健課</u> ○ 特定健診、基本健診、がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺がん）を実施します。 ○ 産学官連携により、食生活、身体活動等について、自然に健康的な行動を取ることができるような環境づくりを推進します。 ○ 市の広報紙やホームページ、SNSなどを活用し、H I V/エイズ、性感染症、薬物、飲酒、喫煙の身体に与える影響等に関する情報を発信し、普及、啓発を推進します。	

〔 施策 19 〕 母子保健事業の推進	担当課
妊娠期から子育て期にかけて、切れ目のない母子保健事業を推進します。	こども家庭課
〔 主な取組 〕	
<u>こども家庭課</u> ○ 市役所内の「出産・育児サポートセンターすくすく」と、市内の「地域すくすくサポート」において、妊娠期から子育て期にかけて、伴走型相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にかけて定期的な面談や教室等を開催します。 ○ 乳児全戸家庭訪問事業を実施し、子育ての不安の解消等に努めます。 ○ 妊娠期から子育て期の個別のサポートプラン「ひがしひろしますくすくプラン」を作成し、適切な時期の支援を実施します。	

[施策 20] 重点 男女共同参画の視点に立った防災対策	担当課
防災における男女共同参画の重要性を啓発するとともに、避難所の運営や女性の地域防災リーダーの養成等、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進します。	危機管理課
[主な取組]	
危機管理課 ○ 出前講座や自主防災組織等での説明会を通じて、防災における男女共同参画の重要性について啓発します。 ○ 男女共同参画の視点に立った避難所の運営を行います。 ○ 地域防災リーダーに占める女性の割合を増やすため、地域防災リーダー養成講座受講者に女性も推薦してもらうよう働き掛けます。	

[数値目標]

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
3 誰もが地域で多様な暮らしを認め合い、能力を発揮できる基盤づくり	⑦ 1年間に健康診断(健康診査)を受けた人の割合	68.1%	75%以上
	⑧ 初妊婦の妊娠期サービスの利用割合	73.4%	90%
	⑨ 地域防災リーダーに占める女性の割合	16%	30%

【 出典 】 ⑦⑧⑨庁内資料

領域Ⅱ 男女の平等感

施策の方向4 固定的な性別役割分担意識の解消

家庭生活と男女の役割について「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に代表される、いわゆる固定的な性別役割分担意識は依然として根強いものの、若い年齢層ほど反対意識が強く、年齢が上がるほど賛成意識が強いといった、年齢による意識差が顕著にみられます。

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、世代に応じたより効果的、継続的な啓発活動の推進が必要であるとともに、このような価値観や考え方については、若い世代のときから、保護者や周りの大人の価値観によって考え方が偏ることがないように、自分で考えて選択するための環境づくりが重要です。

人権尊重の意識を踏まえた、幅広い世代に向けた固定的な性別役割分担意識の解消、性差への偏見の解消に向けた取組の充実が必要です。

男女共同参画の施策は、全て人権尊重の考え方が基盤となっています。本市では、誰もが互いの人権を認め合い、尊重し合う社会を目指します。

そのため、固定的な性別役割分担意識の解消を重点的に取り組む施策と位置付け、その基盤である人権を尊重した意識づくりを推進するとともに、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど、意識の改革を促進します。

[施策 21] 重点 人権や性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進	担当課
多様な広報媒体や手段の活用、講座等の開催などにより、性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動を推進します。	職員課 人権男女共同参画課
[主な取組]	
<u>職員課</u> ○ 職員を対象とした研修を活用し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、多様な立場の市民の視点を自発的に意識するよう、啓発を推進します。 <u>人権男女共同参画課</u> ○ 多様な広報媒体や手段を活用して、男女共同参画に関する啓発を推進するとともに、セミナーやイベントの開催など、市民の意識を高めるためのきっかけづくりに取り組みます。 ○ 一人一人が「個人」を尊重する意識を大切にしながら、相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けて、若い世代から幅広い世代に対して、あらゆる機会を通して啓発活動を推進します。	

〔 施策 22 〕 相談支援の充実	担当課
相談支援拠点の充実をはじめ、関係機関との連携により、人権や男女共同参画に関する相談支援の充実を図ります。	人権男女共同参画課
〔 主な取組 〕	
人権男女共同参画課 ○ 働く女性の相談室のほか、法務局、人権擁護委員と連携し、特設人権相談を市内の各施設で実施し、相談の受け付け、適切なアドバイス、必要な情報提供等を行います。	

〔 数値目標 〕

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
4 固定的な性別役割分 担意識の解消	⑩ 「男は仕事、女は家事・育児」の考え方に 反対する市民の割合	62.4%	80%以上

【 出典 】 ⑩市民意識調査

施策の方向5 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の推進にあたっては、学校での教育の充実が最も求められており、児童・生徒をはじめ、これからの本市のまちづくりを担う若い世代に向けて、男女共同参画に対する理解を深め、意識を高めるためのきっかけづくりが重要です。

学校等による教育はもとより、幅広い世代を対象として、多様な手段や機会を活用した啓発活動をはじめ、講座や講演会の開催などを通して、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、男女共同参画意識の醸成、理解の促進を図る必要があります。

このような課題を踏まえ、本市では、男女共同参画に関する多様な学びの場が充実し、誰もがその個性や能力を十分に発揮することができる社会を目指します。

そのため、学びの場の充実をはじめ、誰もが参加しやすいセミナーやイベント、講座や講演会等の開催など、家庭、地域、職場等あらゆる場や機会を通して、幅広い世代を対象とした多様な学習機会の充実を重点的に取り組む施策と位置付けます。

〔 施策 23 〕 学校等教育の場における男女共同参画の推進	担当課
児童・生徒にも分かりやすい啓発活動の実施により、学校等教育の場における男女共同参画を推進します。	人権男女共同参画課 指導課
〔 主な取組 〕	
<u>人権男女共同参画課</u> ○ 幼児教育及び学校教育における男女平等教育を推進するため、児童・生徒を対象に人形劇やワークショップ等を実施します。 <u>指導課</u> ○ 各学校において、道德教育を中心に児童・生徒の発達段階に応じた指導を充実し、互いを尊重し合う意識を育みます。	

〔 施策 24 〕 重点 生涯学習の場における男女共同参画の理解の促進	担当課
幅広い年齢層を対象とした啓発講座の実施や事業所、団体等の支援を図り、生涯学習の場において男女共同参画の理解を促進します。	人権男女共同参画課 生涯学習課
〔 主な取組 〕	
<u>人権男女共同参画課</u> ○ 主に無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をテーマとした、エスポワール活動推進員による啓発講座を実施します。 ○ 家庭や地域、職場等のあらゆる場を通じて、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて啓発活動を行います。 <u>生涯学習課</u> ○ 男女共同参画をテーマとした生涯学習主催講座等を開催するとともに、幅広く参加を呼び掛けます。	

〔 数値目標 〕

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
5 男女共同参画の意識づくり	⑪ 男女共同参画等に関する講座・講演会の参加人数	1,134 人	1,500 人以上
	⑫ 「アンコンシャス・バイアス」という用語を「内容まで知っている」市民の割合	10.8%	50%以上

【 出典 】 ⑪庁内資料、⑫市民意識調査

領域Ⅲ 安心な暮らし

施策の方向6 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人の支援（DV対策基本計画）

ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害を受けたことがある人は、女性の30～40代に多くみられ、少ないながらも男性の被害者もいます。被害を受けた女性は、友人や家族に相談している人は一定程度みられるものの、公的機関に相談する人は少ない状況です。また、ハラスメントについては、半数近くの事業所において顕在化しており、パワーハラスメントとセクシュアルハラスメントの被害が多くみられます。

家庭や学校、職場等における、あらゆる暴力の根絶に向けた継続的な取組が必要です。

地域社会においては、DVやハラスメントだけではなく、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、困難な問題を抱える女性など、様々な生活上の困難を抱える人が安心して生活できるよう、支援の拡充が必要です。

このような課題を踏まえ、本市では、あらゆる暴力を根絶し、誰一人取り残さない社会を目指します。

そのため、多様な機会や場を通して、DVやハラスメントをはじめ虐待等、あらゆる暴力の根絶に向けて意識啓発を推進し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等、生活上の困難を抱える人も、安心して住み馴れた地域で暮らすことができるよう、地域で支え合う体制づくりを重点的に取り組む施策と位置付けます。

[施策 25] あらゆる場におけるハラスメント防止対策の促進	担当課
事業所等を対象とした研修会や職員を対象とした各種研修等により、ハラスメント防止対策を図ります。	職員課 産業振興課
[主な取組]	
<u>職員課</u> ○ 職員向けの研修において、ハラスメントに関する各種研修を取り入れるなど、より多くの職員に啓発できる体制を整えます。 <u>産業振興課</u> ○ 事業所等を対象とした、ハラスメントの防止に関する研修会を開催し、職場における啓発を促進します。	

〔 施策 26 〕 あらゆる暴力の根絶に向けた啓発の推進と体制の整備	担当課
あらゆる暴力の根絶に向け、講座の開催や相談窓口の周知を図るとともに、虐待等に対する適切な対応に努めます。	人権男女共同参画課 こども家庭課
〔 主な取組 〕	
<u>人権男女共同参画課</u> ○ 女性に対する暴力の根絶に向けて、関係機関と連携し相談窓口の周知や啓発を推進します。 <u>こども家庭課</u> ○ 保育所や民生委員児童委員協議会、大学等において、児童虐待及びDVに関する出前講座等を開催し、市民や支援者に対し、児童虐待やDVの認識、相談窓口の周知を図ります。 ○ 虐待事例について、要保護児童対策地域協議会等をはじめとする関係機関と連携し、迅速できめ細かな相談に対応し、適切に支援します。	

〔 施策 27 〕 被害者の安全の確保と支援	担当課
被害者への多様な配慮や加害者への制限など、DVやストーカー等の被害者に対する安全の確保と支援に努めます。	市民課 国保年金課 こども家庭課 住宅課 学事課
〔 主な取組 〕	
<u>市民課</u> ○ 住民基本台帳事務処理要領に基づき、DVやストーカー等被害者の住民票、附票等の交付制限措置を行うとともに、改正等があったときは速やかに対応します。 ○ 市民課主導による、支援措置に関する研修会を開催し、庁内各課との連携を図ります。 <u>国保年金課</u> ○ DVやストーカー等、被害者に配慮した国民健康保険の手続きを支援します。 ○ 相談、加入支援の対応を行った全ての記録を残し、情報の共有を図ります。 <u>こども家庭課</u> ○ 配偶者暴力相談支援センターを運営し、DV被害者を支援します。 <u>住宅課</u> ○ 市営住宅への入居にあたって、DV被害者の単身入居での申請の受付やDV被害者を抽選配慮世帯とするといった配慮を行います。 <u>学事課</u> ○ 各学校や指導課等と連携し、DVやストーカー支援該当者について、該当する学校へ通知し、情報の共有を図ります。	

〔 施策 28 〕 重点 高齢者や障がいのある人等、困難を抱える人への支援	担当課
介護保険事業や高齢者福祉、障がいのある人への支援など、個別の計画に沿った多様な支援を展開します。	地域共生推進課 障がい福祉課 地域包括ケア推進課 産業振興課 住宅課
〔 主な取組 〕	
<u>地域共生推進課</u> ○ 「HOTけんステーション」において、様々な生活上の課題が複雑化、複合化しているなど、どこに相談したらよいか分からない方の相談に対応します。 <u>障がい福祉課</u> ○ 「子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」において、障害者相談支援事業の提供及び委託による地域生活支援事業を実施し、障がいのある人の生活を支援します。 <u>地域包括ケア推進課</u> ○ 各圏域の「地域包括支援センター」が高齢者に関する身近な相談に対応するとともに、基幹型地域包括支援センターが後方支援を行います。 ○ 医療、介護、福祉などの関係機関と連携し、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護支援業務など高齢者の暮らしを総合的にサポートします。 <u>産業振興課</u> ○ 障がいのある人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、合同企業面接会を実施し、就労支援を行います。 <u>住宅課</u> ○ 市営住宅への入居にあたって、障がいのある人の単身入居の申請の受付、障がいのある人を抽選配慮世帯とするといった配慮を行います。	

〔 施策 29 〕 ひとり親家庭や生活困窮にある人への支援の充実	担当課
児童扶養手当受給者を対象とした各種支援等、ひとり親家庭や生活困窮にある人への、誰一人取り残さない支援の充実を図ります。	地域共生推進課 こども家庭課 住宅課
〔 主な取組 〕	
<u>地域共生推進課</u> ○ 「生活支援センター」において「仕事が見つからない」「家賃を払えない」「住むところがない」などの生活上の相談に対応します。 <u>こども家庭課</u> ○ 児童扶養手当受給者を対象に、自立支援教育訓練費の支給、母子・父子自立支援プログラム策定員によるプログラム策定支援等を行います。 <u>住宅課</u> ○ 市営住宅への入居にあたって、ひとり親家庭を抽選配慮世帯とするといった配慮を行います。	

〔 数値目標 〕

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
6 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人の支援 (DV対策基本計画)	⑬ ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害を自分が受けたことがある市民の割合	9.5%	5%以下
	⑭ 配偶者や恋人からの暴力について相談できる窓口を知らない市民の割合	16.7%	10%以下

【 出典 】 ⑬⑭市民意識調査

「LGBTQ+」については、大半の市民にその用語は浸透していますが、内容まで知っている人の割合は年齢によって差が大きく、若い人はよく知っているものの、年齢が上がるほどその割合が低下する傾向にあります。また「LGBTQ+」をめぐる問題を社会的課題として受け止めている人は、用語の認知者やセミナー、イベント等への参加者ほど多い傾向にあります。

LGBTQ+の人は、性的指向やジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）の在り方が少数派であるため、周りの人の誤った認識や偏った考え方から、様々な困難に直面している現状があります。誤った認識や偏った考え方を持つことがないよう、幅広い世代への周知と啓発を推進し、正しい理解を促進する必要があります。

本市の外国人市民数は、増加で推移しており、その人口規模は県内でも上位にあります。働き方やライフスタイルについて、国際化に柔軟に対応できるよう、多文化共生社会の実現に向けたまちづくりの必要性が高まっています。

このような課題を踏まえ、本市では、多様な性の考え方をはじめ、言語や文化の違いにかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる社会を目指します。

その中でも、多様な性の在り方について、お互いに認め合い、正しい理解を促進することで、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを重点的に取り組む施策と位置付けるとともに、共生社会の実現に向けた取組を強化します。

〔施策30〕重点 性の多様性に関する理解の促進と啓発の推進	担当課
多様な媒体や場の活用などにより、性の多様性について理解を促進するとともに、小・中学校における、発達段階に応じた性に関する指導の充実を図ります。	職員課 人権男女共同参画課 指導課 生涯学習課
〔主な取組〕	
<u>職員課</u> ○ 職員を対象とした研修を活用し、性の多様性に関する理解を促進するとともに、市民への配慮を促進します。 <u>人権男女共同参画課</u> ○ 「LGBTQ+」や「東広島市パートナーシップ宣誓制度」といった用語の周知をはじめ、性の多様性に関して誤った認識や偏った考え方を持つことがないように、市の広報紙やホームページ等を通して、幅広い年齢層に対して正しい理解を促進します。 <u>指導課</u> ○ 各学校において、校則の見直しや男女混合名簿の導入などの取組を進めます。 <u>生涯学習課</u> ○ 性の多様性をテーマとした研修会や生涯学習主催講座等を開催するとともに、幅広く参加を呼び掛けます。	

〔 施策 31 〕 多文化共生意識の醸成と国際交流の促進	担当課
多様なイベントや交流事業等により、市民の多文化共生意識を醸成するとともに、外国人市民との交流など、国際交流を推進します。	市民生活課 教育総務課 指導課
〔 主な取組 〕	
<u>市民生活課</u> ○ 本市に立地する国際交流機関や大学をはじめ、地域との協働により外国人市民の地域参画につながる交流事業を実施します。 ○ 出前講座等を通じ、地域において「やさしい日本語」講座を実施し、多文化共生に関する啓発を行います。 ○ ひろしま国際プラザ多文化共生事業等を通じて、相互理解を促進します。 <u>教育総務課</u> ○ 中国徳陽市とオンラインによる教育交流を進め、より多くのこどもが継続的に交流の機会を持てるよう努めます。 ○ 児童・生徒に対して、中国徳陽市との外国語での交流を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。 <u>指導課</u> ○ 小学校外国語活動の授業に、外国人留学生等を派遣するとともに、大学と連携し、留学生生活用の枠組みを整えます。 ○ 多文化共生意識の醸成を図るため、視覚的な教材を活用する等、授業内容の工夫に努めます。	

〔 数値目標 〕

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
7 多様性を認め合う意識づくり	⑮ 「LGBTQ+」という用語を「内容まで知っている」市民の割合	40.0%	70%以上
	⑯ 「東広島市パートナーシップ宣誓制度」という用語を「内容まで知っている」市民の割合	4.5%	20%以上
	⑰ 国際交流活動参加者（市が関係するもの）の満足度の割合	—	80%

【 出典 】 ⑮⑯市民意識調査、⑰庁内資料

領域Ⅳ 計画の推進

施策の方向8 推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、講座や講演会、研修会の開催など、多様な手段による啓発活動をはじめ、学校教育や商工労働部門、福祉部門など、市政のあらゆる関連施策を横断的に実行していく必要があるとともに、行政と事業所や関係団体等が協働して取り組むことが重要です。

本市の男女共同参画推進の活動拠点である「エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）」を利用したことがある人は、現状では少ない状況です。名称を知っている人を合わせても、およそ5人に1人の割合となっています。男女共同参画社会という用語の認知が増加傾向にある中「エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）」について、より多くの市民の利用を促進する必要があります。

男女共同参画の取組が進展し、性別にかかわらず、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

そのため「エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）」の機能の充実を重点的に取り組む施策と位置付けるとともに、職員は市民に率先して本計画の施策を積極的に推進する体制の充実を図ります。

【 施策 32 】 庁内推進体制の充実	担当課
本計画を効果的、計画的に推進するため、施策の全庁的な推進と進行管理を行うほか、市内の事業所や関連団体等との連携の強化を図ります。	全部局
【 主な取組 】	
<u>全部局（事務局は人権男女共同参画課）</u> ○ 関係部局との連携及び総合的な調整を行うとともに、施策の全庁的な推進と進行の管理を行います。 ○ 本計画を効果的、計画的に推進するため、国や広島県をはじめ、他の自治体の関連情報等を適宜、的確に把握するとともに、市内の事業所や関連団体等との連携の強化を図ります。	

〔 施策 33 〕 職員の意識の醸成	担当課
全ての職員が男女共同参画の視点を持って職務を遂行できるよう、様々な研修の機会等を通して、職員の意識の醸成を図ります。	全部局
〔 主な取組 〕	
<u>全部局（事務局は人権男女共同参画課）</u> ○ 本計画を庁内横断的に推進するために、全ての職員が男女共同参画の視点を持って職務を遂行できるよう、男女共同参画に関する様々な研修の機会等を通して、職員の意識の醸成を図ります。	

〔 施策 34 〕 重点 エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）の機能の充実	担当課
セミナーやイベント、講座等の開催をはじめ、各種相談支援事業の実施など、男女共同参画拠点の機能を強化します。	人権男女共同参画課
〔 主な取組 〕	
<u>人権男女共同参画課</u> ○ 本市の男女共同参画推進の活動拠点である「エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）」において、セミナーやイベント、講座や講演会、研修会の開催をはじめ、各種相談支援事業など、拠点としての機能の充実を図ります。	

〔 施策 35 〕 東広島市男女共同参画推進審議会等の意見反映	担当課
学識経験者や各種団体、組織の代表者、市民によって構成される「東広島市男女共同参画推進審議会」において、進捗の評価や施策への意見の反映により、男女共同参画の取組の充実を図ります。	人権男女共同参画課
〔 主な取組 〕	
<u>人権男女共同参画課</u> ○ 「東広島市男女共同参画推進審議会」において、施策の進捗状況を報告し、その評価を受けるとともに、審議会委員からの意見や提言を十分に尊重しながら施策への反映を図り、男女共同参画の推進の強化に取り組みます。	

〔 施策 36 〕 適切な事業進行管理	担当課
男女共同参画に関連する施策を着実に推進するため、適切な事業進行管理を行うとともに、市民の意見や提案の本計画への反映に努めます。	全部局
〔 主な取組 〕	
全部局（事務局は人権男女共同参画課） ○ 男女共同参画に関連する施策を着実に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）を行います。また、国や広島県の取組との整合や市民等を対象としたアンケート調査等の実施により、市民の意見や提案の本計画への反映に努めます。	

〔 数値目標 〕

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
8 推進体制の充実	⑮ エスポワールの認知率	19.2%	30%以上
	⑯ セミナーやイベント等への参加経験者	3.5%	25%以上

【 出典 】 ⑮⑯市民意識調査

